琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係　米国資産の処理（琉球開発金融公社の移管）（Ｖ）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43408

沖縄県立図書館の琉球物資

[illegible]

→ 米国

[illegible]

→ 沖縄[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

沖縄関係金銭の保管及び処分等

南金移管

米北1
432
(79)
を合冊

↓

沖縄復帰準備委員会
(個別案件)
後日再点検

↓

米国資産(Ⅲ)-1
に移し替えしたもの

法規課長　条約課長　アジア課長　アメリカ局長　参事官　北米課長

秘 まで

1

沖縄南発金融公庫の琉政移管
に関する鈴木調査団報告

43.11.13. 北米

鈴木調査団の一員である経済企画庁
赤羽参事官は、13日アメリカ局長を来訪、

同調査団の作業の進捗状況について報告
するとともに、暫定政権成立等の事情の下

における本件の今後の進め方に関する当省の
意向を打診したところ、その要旨次の
通り。（なお、詳細は20日、特使団で行なう鈴木調査団との合同会議で協議することとした。）（筆方、牛場北米課長、北米課佐藤同席）

1. 鈴木団構想の問題点（赤羽参事官説明）と今後の対策
(1) 調査団としては、目下、関係資料の整理
に重点をおいて作業し、諮問答申会にみる
答申（本年クリスマス前提出の予定）の起草には

GA-6　外務省

6114

2

取りかかっていない。
(2) 南金移管問題の検討にあたっては、
琉球銀行における通貨発行権付与、
琉政特別会計の整理統合等の関連
施策も考慮する必要がある。答申の中心は
(イ) 南金移管の時期、及び(ロ)南金の
基礎となっているガリオア資金の処置の2点
である。
~~(3) 鈴木~~
(3) 鈴木団は、米側の要望もあり、諮問等に
報告するまでは答申内容を日本政府と合
めて一切外部に公表しない考えであり、同員に対
しても、同団の考えを明らかにしようとしない。
他の機会における同団の発言と総合して
みるに、ガリオア資金の処置については、答申の
（鈴木団個人としては）

GA-6　外務省

中で、その具体的解決策にまで触れる
考えのようであるが、一番重要な尚金特赦
の時期については、米側の影響もあり、余り
急ぐ必要なしと考えているようである。

後者の点については、これまでは、日本政府の
方針と喰い違った結論が出るおそれが
あり、自分（赤羽参事官）としては、諮問案に
対する答申提出前に、日本政府と米の
間の意思統一をはかることが是非必要と
考えるが、~~この点を含め~~とりあえず、屋良政権成立を
という事態の下における尚金問題の取り
扱い方についての外務省の考えを知りたい。

(4) なお、鈴木件は、ケアース米代表の要望も
あり、米本土政府関係者に直接説明する

ため、本年クリスマス前に度来する意向を
固めている。

2. 当方応答振り
上記諸点につき、当方より、次の通り答えて
おいた。
(1). 当方としては、屋良政権が成立したから
といって、沖縄問題に関する基本方針を
変更すべきではないと考えている。従って、
屋良代表自身も諮問案をむしろ利用する方向に進めべく
屋良政権の成立の理由から、本件処理を故意に
遅らせることは好ましくない。

(2). 本件を進めるに当っては、一応、新
主席の意向も聴取する必要もあるべく、その時期としては
屋良政権（として、本年12月は）体制づくりに
追われることが予想されるので、新政権の

問題の検討期に入り、ひき立法院関係の明年1月頃が、好機とも考えられる。

(3). 当方としては、今後、米側に、全般的に琉政への権限委譲を求めることを考えている。

ガリオア資金の処置等複雑な問題を含む本件は、一応、上記権限委譲とは切り離して扱うべきもの適当であろうが、他方、ガリオア資金の取り扱いは、返還協定の際の大きな問題の一つとなるべく、今から、その点をふまえての検討が必要なるべし。

(4). 施政権返還の時期が早まる可能性もなしとせず、したがって、開発銀行問題について、復帰後の本土機構への組み入れ方法等、復帰後の問題併せ検討しておく要あるべし。

条約局長 / 参事官 / 法規課長 / 条約課長 / アメリカ局 / 参事官 / 北米課長

秘 無期限

1.

開発金融公庫の琉球政府移管問題
(鈴木調査団との意見交換)
43.11.24. 米C.

開発金融公庫の琉球政府移管問題に関する鈴木調査団の報告に関し、20日、アメリカ局、特連局と調査団との間で意見交換を行なったところ、概略次の通り

出席者 調査団 鈴木団長、赤羽、武藤、[illegible]
アメリカ局 東郷局長、千葉課長、佐藤
特連局 山野局長、加藤参事官 他

1. 今後の進め方
鈴木団長より、調査団としては、(1)先般の武藤仮等の現地調査の結果、問題点の整理を行ない目下、本問題の対策として考えうる諸方策を整理して居る。(2)今後、今月末が12月上旬に、これら各方策に

つき、米琉側と意見調整を行ない、その後で調査団としての考え方を最終的にまとめる。

クリスマス前に答申を出す。(ハ) 答申は、考えられるいくつかの計策の実効性等を吟味したpriorityをつけたものにする考えである旨説明があり、~~ニクソン、屋良当選、屋良発言等の事態に~~

~~関連して~~ (ニ) 調査団としては、一応、西銘当選を前提として作業していたことであり、

ニクソン、屋良当選等の事態に鑑み、上記進め方、とくに、答申のクリスマス前提示につき、再検討すべきや否やにつき政府の考えを聞きたい旨述べた。

これに対し、東郷局長より、政府としては、~~屋良政権の成立~~ニクソン政権成立はいうまでもなく、屋良政権

の成立によっても諮問答申を通じての一体化即位の方針に変りなく、むしろ、屋良政権成立の故に、日本政府の同答申に対する協力を低下せしめるとの印象を与えることは極力さけたき旨述べ、鈴木調査団も当初の方針通り、作業を進めるよう要望した。(之方了解) (注)、一末尾。

2. 答申内容。

山野局長より、同答申内容の政治的重要性を説明、答申内容が琉政移管の方向でない場合の種々の影響を懸念している旨述べた。

これに対し、鈴木団長より、同答申内容が、琉政移管を否定する形となることは絶対に~~ないと述べるとともに、(2) 本件移管問題に関し~~

なりが、移管の具体的方法を考えるに
あたっては、(1) 米側が最も懸念している移管
後の財政経営、(2) 沖縄経済の今後の
発展に必要な資金確保、(3) 財政の
原資となっているガリオア資金の取り扱い等
の点を考慮する要があると相信じ、これら
の点についての考え方を次の通り述べた。
(1) 移管後の経営については、総務、重役
等の役職は琉球側に渡すこととしても、
policy board のもとに、政策決定機関に、
米側を参加せしめる（日本政府も参加）
ことにより、米側の不安を除く。
（ことが先決であろう。）
~~中立的な国際機関の参加を求めることも一方法~~
~~となるが。~~

(2) 資金確保のためには、米側資金（下記
(3)参照）及び日本政府の財政投融資のみ
では不十分であり、本土及び外国の投資を入れる
必要がある。そして、円借款投資を確保
（導入を）
するためには、財政を純全たる琉球政府のみの
機関とするよりも、上記(1)の通り、日米
両政府と関係をもたせることにより、その対外
信用を維持することが重要であろう。この
点については、中立的な国際機関の参加を
求めることも一方法と考える。

~~(3) ガリオア資金の扱いについては、沖縄~~
~~~~ガリオア資金全体について~~

(3) ガリオア資金の扱いについては、沖縄返還時
における沖縄向ガリオア資金全体の処理に
~~~~

不利な影響を及ぼさざるよう配慮する必要
があり、具体的には、米国の trustee of
the Ryukyuan residents の資格で、現在の
国会資産（約4,000万ドル）を返還後の
国会に出資する（その見返りとして、上記(1)の通り
policy board に参加する）形をとり、かつオア
資金の処分という問題をさけることの望
ましい。

（注）鈴木調整局の一員である香西経済
企画庁財政金融課長補佐は、2月11日、
同庁赤羽等事官（同調整局員）の命により
2/13 佐藤と来訪、米高等弁務官の
上記会合後に発電した
更迭に関連し、本件答申を座らせる必要
なきか否かについての当方の考え方

を打診した。佐藤より、更迭問題
として、米琉側の、本件答申の作業を
（12月から1月にかけての期間に）
進める体制にあるかどうかということは
別として、日本側の、政府の、米
高
等弁務官更迭を理由に一方的に本件
作業を遅らせたとの印象を米琉側に
与えることは極力さけるべき旨答えておいた。
なお、その際、香西課長補佐は、佐藤
に対し、鈴木調査局長と、赤羽、香西調査員
（経企庁より参加）との間の意思疎通の
悪さを示唆していた。

取扱注意

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

鈴木調査団報告について

44.2.26
米北一

特連局（技術業務課 桂井事務官）より、26日下記により鈴木調査団より懸案の南金移管に関する報告の内容につき関係省に対しブリーフィングを行なう予定につき、当省からも関係官の出席方要請がありました。

追って、本ブリーフィングは、同調査団が諮問委に提出する予定の報告書を事前に関係省に説明するのが目的の趣につき、御参考まで。

記

3月5日(水) 午後1時より
赤坂プリンス・ホテル 32号室

GA-6 外務省

取扱注意

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

琉球開発金融公社の琉球政府への移管に関する鈴木調査団の答申について

44.3.5
米北一

3月5日標記答申の日本政府関係省に対する概要説明会が行なわれたところ、その要旨下記のとおり。なお鈴木団長より、(1) 本件移管を愛知大臣訪米前に達成し、同大臣の訪米土産としたら如何と考えており、総理府、外務省において検討ありたく、(2) 下記3.の(2)の如き事情あり、米本国における工作のため、自分が訪米してこれに当ってもよいと考えているので、あわせて検討ありたく、また(3) 本件に関し、政府及び自民党上層部に説明したく、特に外務大臣及び総務長官には是非お会いしたるにつき、幹旋

GA 6 外務省

ありたい旨要請があった。

出席者

調査団側　鈴木日銀監事、赤羽全行参事官 外3名

特連局　山野局長、加藤参事官、岸課長 外2名

外務省　吉川（東北一）

記

1、答申の構想

(1)、内容

全文一冊とし、前段に答申を述べ、(1)、現状の実態把握 (2)、問題点の指摘 及び (3)、対策は参考として附属の形式をとる。

答申の結論は、「沖縄開発金融公庫」を新設し、開銀をこれに移管し、さらに今後日本政府及び米国政府の対沖縄援助を投入することとするが

民間資本は除外するという線である。

(2)、運営、組織

開銀資金は金庫に移転し、その運営は琉球政府にゆらせるが、金庫の名儀は依然民政府とする。

総裁は主席が推薦し、琉球立法院の同意を得るものとし、理事は総裁が任命する。監査役は2名または3名とし、日米両国政府がそれぞれ推薦する者、米国人をふくむ。

他方、貸付資金の年次貸付計画、条件等の政策決定のための機関として7名（位）の委員をもって構成する政策委員会を設ける。委員は学識経験者をもって構成し、年4回（位）会合することとするが、

このうち日本政府及び米国政府（または民政府）推薦の日米人各1名を入れる。

2. 今後の進め方

3月17日から4日間、国会全員が答申書の説明に当たる。

3月24日頃 鈴木国長及び赤羽参事官が訪米し、ランパート高等弁務官及び屋良主席に対し答申の概要説明を行なう。

4月20日過ぎに正式答申書を諮問委に提出する。

3. 鈴木国長の補足説明

(1) 開発移管は高等弁務官の権限内において行ない得ると考える。しかし、開発の資金の大部分はガリオア資金であり、民政府がその委託を受けた形となっているので、現在旧知のメンディ氏がガリオア関係法規、特に民政府との関連につき調査を依頼中である。

Not Very 外務省!

(2) また、米国政府が議会の予算委員会に提出する資料の中で、対沖縄援助に関し、本件移管に言及すると考えられるが、現在のメチボルによる開発資金を琉球政府下におかれる金庫に移転するならば、沖縄援助額を削減すべしとの論議が（特にパスマン上院議員は批判的といわれる）起り得るので、米議会対策が必要であり、また対ペンタゴン工作も必要と考えられる。

（メンディ氏はこの方面の工作は自分が責任と述べているが、日本側においてもしかるべく工作することが必要であろう）。

(3) 新設する金庫の名義を民政府とする考えは、これにより民政府の抵抗をやわらげる目的であり、また政策委員会に日米両国政府推薦の委

員を、また質疑役に日本人及び米国人を予定している
のは、これにより金庫の実数を掌握している
のは日・米両国であるとの理由付け（特に米側を
説得する）のためである。

問　日米両系列委員会はアメリカ政府主導、
上記と同趣旨を述べたので、当分の米国
に作れが出向くことについては、沖縄現地生活の
成果をみた上で外務省、特連局ともよく協議して
決定することにしたいと述べ、先方了承した。また先方が
作業仮説を述べても市作が納得しないとも
参加者は結果の除外例等能に申入れてくれるかとの
質問に対し、当分の米国除外推計でいこと答えた。
なお当分は公表しないことを先方は4月末の
推定値を考えるにはまだ0%台だったので当分は公表されず
GA6で公表することなく専ら本件対策をこうすると思われる外務省に対しては、

当分は

3. 14

琉球開発金融公社の移管に関する調査団について

（経　緯）

1. 1968年4月、日米琉諮問委員会において、琉球政府代表は、米国民政府の補助機関である琉球開発金融公社を琉球政府に移管すべきであると提議した。

2. この提議に基づく日米琉諮問委員会の勧告により、同年7月に発足した調査団（日本銀行の鈴木監事団長を含め日本側5人、琉球側5人、米国民政府側2人で構成）は、ほぼ調査を終了し、諸般の情勢も落ち着きをみせてきたので、最終的な勧告案の取りまとめにはいる運びとなつた。

（勧告案の大要）

1. 琉球開発金融公社を琉球側に移管する。〔琉球政府の機関として、たとえば琉球開発金融公庫（仮称）を新設し、同公庫が琉球開発金融公社に現在帰属する一切の権利義務を承継する。〕

2. 公庫に、業務運営の重要事項を決定する機関として、政策委員会（日米各政府の推せんにかかる委員、総裁、その他学識経験者で構成）を置き、また役員として、総裁、副総裁および理事数人（総裁・副総裁・理事は琉球側から成る）、ならびに監査委員2人を置く。

琉球開発金融公社

1. 設　立　　1959年10月1日、高等弁務官布令25号に基づき設立。

2. 目　的　　他の源泉から調達し難い長期資金を供給することにより、生産的事業その他の重要事業の発展を促進すること。

3. 資本金　　1968年6月30日現在26,257,854ドルで、全額米民政府出資。

4. 融資財源

資本金	26,258千ドル
利益剰余金	19,912
PL480資金	8,137
開金債	2,000
計	56,307

（1968年6月30日現在）

5. 理事会　　理事5名は、行政主席に協議のうえ、民政官が任命。

Edward H. Reeves	米民政府経済局長
照屋輝男	開金総裁
John Gibson	米民政府経済局
久手堅憲次	琉球政府企画局長
大城実	琉球政府企画局

（1968年6月30日現在）

6. 組　　織　　総裁・副総裁以下職員６９名（１９６８年６月３０日現在）。

大臣説明資料

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

琉球開発金融公社の琉球政府への移管について

44.3.15
米北一

1. 琉球開発金融公社は沖縄経済復興を目的としてガリオア資金（2,625万8千ドル）を原資として1950年に米軍政府により設立された「琉球復興金融基金」の後身として1959年に設立された米国民政府の補助機関である。（高等弁務官布令第25号）。

本公社の資本金は、上記基金の資本金を継承し、その後の増資分を含め ~~その後増資され~~ 1968年6月30日現在の運転資金は合計5,630万7千ドルとなっており、その内訳は次のとおりである。

原資（ガリオア資金）	2,625.8	万ドル
その利益剰余金	1,991.2	〃
余剰農産物資金	741.2	〃
その利益剰余金	72.5	〃
開金債	200.0	〃
計	5,630.7	〃

また主たる融資は、約半分が一般住宅資金で、この外精糖業、海運、商業、公益事業等に向けられ、そのうち、住宅資金融資は市中銀行を通じて行ない、他は直接融資となっている。

2. 琉球政府は、かねてより本公社を同政府の管轄下におくことを要望していたが、昨年3月同政府代表より日米琉諮問委員会に本公社の琉球政府への移管についての提案がなされ、検討の結果、同年4月9日諮問委員会は

庫仲 十七日(月)の鈴木源吾氏の大臣訪問に備えて、大臣説明用に作成したものである。

高等弁務官に対し、開発金融会社の琉球政府への移管について検討するため、専門家よりなる調査団に基づいて移管の方法及び時期について調査する勧告をとの内容の行なった。

3. 上記勧告に基づき、諮問委員会は

さらに協議の上、調査を鈴木源吾日銀監事に委嘱した。同氏は経済企画庁赤羽参事官等とともに二回に亘り現地調査を行ない、今般諮問委員会に調査結果に基づく移管についての答申を行なう運びになったものである。

4. 鈴木調査団の本土政府関係省に対する事前説明によれば、答申の骨子は次の「沖

縄開発金融公庫」(仮称)を新設して、開発金融会社の資金をこれに移管し、今後さらに日本政府及び米国政府の対沖縄援助金及び融資金を投入し、琉球開発金融公社資金の沖縄開発金融公庫への移管の方法については、この資金を一旦高等弁務官の一般資金に入れ、同一般資金より公庫に出資する形をとる。なお、運営は琉球政府にゆだねるが、貸付資金の年次計画、条件等の政策決定のための機関として、学識経験者より構成する政策委員会を設置することとし、その委員中に米国民政府及び日本政府推薦のもの各1名を入れる等の内容となる趣である。

5. 上記鈴木調査団の答申については

大筋の方向としては、妥当なものと考えられるので、上記4.(2)の琉球開発金融公庫資金の沖縄開発金融公庫への移管方法については、別表の沖縄返還交渉の際の米財産処理との関連で問題なきや、慎重に検討を要すると考えられる。即ち、

右資金中に含まれるガリオア資金については、従来米側はその払戻しについて沖縄住民の負担とせず、[illegible]との立場をとっているが、今回これを高等弁務官の一般資金に繰り入れ同資金から沖縄開発金融公庫に対する貸出という形をとることとすると別表の返還交渉の際における米財産処理において、右ガリオア資金分についても高等弁務官一般資金という米側の[illegible]と

12/9 性格の強いものとして取り扱われることとなる可能性なしとしない。

本省調査ファイル（10）

（回覧番号　　）　外務省電信案　（分類　　）

電信課長

機密表示（極秘・秘の朱印）　和山

符号表示　暗　略　平

※第773号

※総第19623号

※昭和44年4月28日　時　分発

大至急・至急・普通・LTF

※発電係

※印欄内は電信課記入

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

主管局部課（室）名　北米一

起案　昭和44年4月27日

起案者　石井　電話番号　446

関係先

28 145

在米下田　大使　臨時代理大使　あて　愛知外務大臣　発

総領事　代理

電信　在　大使　臨時代理大使　あて
転信　　総領事　代理

件名　琉球南発金融公社の琉政への移管

大蔵原参事官より東郷局長へ

本件について鈴木源吾日銀監事（本調査団長）はこのほどまとめた調査結果を訪米の上米側関係当局に説明したき意向を有しているが、

（昭和四二・七一改正）

GB-1

山野幾丸氏による

済

お手数ながら次の諸点について米側の意向を御探りのうえ御回電願いたい。

1. 同金融公社の移管問題について米側の検討の進捗状況

2. 鈴木団が貴地に赴いて米側関係当局に同団の調査結果を説明することの適否

3. 2.が適当である場合、鈴木団の訪米すべき時期についての米側の感触

GB-3　外務省

取扱注意

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

1

琉球開発金融公社の琉政移管問題

昭44.5.1 米北1 重要

本件についてワシントンに出張中の東郷局長より フイン日本部長及びシエナ陸軍次官代理との会談の結果につき公電にて報告がありその内容を至急在赤羽参事官へ電話で連絡したところ、同参事官は次の通り述べ、来週中にでも鈴木監事が東郷局長、山野局長等と会合して早急に今後の進め方を打合せたいと述べていた。

「実は鈴木監事のところへランパート高等弁務官から手紙が来ており、その写しはお届けするが、要するに公社資金を高等弁務官の一般資金に繰り入れるとしてもその identity を損なうことのないようにしたいという趣旨のことで調査団の答申案とかけ離れてゐらず極めて明るい見通しを得た次第である。実は調査団の前回の沖縄訪問の際にも米側の公社資金がどうなるかが話題となりそれはもっぱら米側が決めることで出資とするか、貸付とするか預金とするか当方よりは云わなかったが、先方は出資ということをちょっと口に出していた。そのような次第で昨日(4月30日)も調査団の打合せをもってランパート書簡に対しては米側資金は一般資金から INVESTMENT という形で「公庫」に出すのが良いのではないかということも返事のなかで書くことにしようと話していたところである。

調査団としては既に作業開始以来一年を経過しており団員もそろそろ海外赴任などで散りはじめているので、一応5月中旬訪沖して最後の打合せをやり、その足でワシントンへ赴いて米側に

2

報告書の内容を説明し、5月下旬再び訪独して諮問委員会に正式に報告書を提出し新聞発表を行いたいと考えている。愛知大臣訪米前にこのような運びとなれば対米交渉上一つの良い材料と思われ、これ土産となるものについては去る3月に鈴木監事より愛知大臣にも、木村官房副長官にもお話して御了承を得てある。このような次第につき未だ検討中にでも外務省及び総理府と打合せたく思う。」

これに対し当方よりは米側の意向がはっきりするまでには未だ時間がかかる可能性もあると思うが、仮に万事旨くいって愛知大臣訪米前に報告書提出にまで漕ぎつけるということであれば時間も切迫していることでもあり、報告書提出の政治的効果タイミング等を関係各省との間で早急に打合せる必要がある旨述べておいた。

2. 閣令

秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(1A) 1595　至急

69年5月9日11時53分　ナハ発
69年5月9日15時43分　本省着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使 臨時代理大使　総領事　代理

諮問委員会(連)

才34号　平(秘扱い)

9日才104回会合において、

1. シヨットより(イ)石垣港入港指定に関する布令131号改訂文を各代表に手交したほか、(ロ)目下来沖中のフイン日本部長と3代表との懇談を本日午後30分間予定していること、(ハ)(D.M.J.M.)の自由貿易地域に関する英文調査報告書は本月末に入手し得る見込みなる旨述べた。

2. スズキ団長と「ラ」弁務官との会談は13日(火)15時30分より約1時間行なうこと、また同氏と(アドコム)との懇談を同日10時15分より予定しているので右お伝えありたく同氏日程折返し回電ありたい。

(3)

本信諸関係ファイル(10)

（閲覧番号　　）　外務省電信案（分類　　）

電信課長 代理

機密表示（極秘・秘の朱印）：平文

暗号表示：暗號　平

第 257 号

総第 21264 号

昭和 44 年 5 月 10 日 14 時 15 分

大至急　至急　普通　L.T.E

発電係

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

主管局部課（室）名：米北一

起案 昭和44年5月10日

起案者 吉川　電話番号 445

協議先

在 那覇 高瀬 大使 総領事　臨時代理大使 代理　あて　愛知 大臣宛　座山 参事官

電報 在　大使 総領事　臨時代理大使 代理　あて

件名：鈴木国長の訪沖日程（連）

貴電第774号の2.に関し、

鈴木国長及び赤羽参事官は12日(月)12:00那覇着JL905で訪沖し、14日帰京の予定。宿舎確保願いたい。

(3)

GB-1

10 58

写済

（昭和四二・七・改正）

（※印欄内は電信課記入）

特電局と打合せ済

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(T.A) 18176

69 年 4 月 30 日 00 時 15 分　米国　発　主管
69 年 4 月 30 日 13 時 17 分　本省　着　米北1

外務大臣殿　工藤　大使　臨時代理大使　総領事　代理

リュウキュウ開発金融公社の移管

第1305号　略　至急　4/28 18時

貴電米北1第773号に関し

オオカワラ参事官へトウゴウ局長より

28、29の両日ライン日本部長及びシェナ陸軍次官代理に対し米側の意向を確かめた結果次のとおり。

1. 同公社は米議会の歳出承認による資金がついており法律問題を含むのでしかく簡単ではない。

本件につきスズキ監事が手がけられていることは事態解決にプラスとなると思われるので国務省としては同人の訪米をプッシュしてみたい。（ライン部長）。

2. 法律問題を含め本件至急検討の上日本側にその結果を通報することとしたい。（シェナ次官代理）。

(3)

外務省

特電第1
受日付 1

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

44.5.12

電信写

総番号(TA) 19748 主管
69年 月 9日 20時 45分 米国 発
69年5月 10日 09時 53分 本省 着 米北1

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

リュウキュウ開発金融会社のリュウ政への移管

第1418号 略

往電第1305号(4/30 0時)に関し。

9日キウチは陸軍省フレイマス。オキナワ問題担当官を往訪し、先般トウゴウ局長当地出張の際シュナ陸軍次官代理に対しスズキ日銀監事の当地出張の問題を提起し、同代理は本件を検討する旨述べていたが、その後進ちょくありやをただしたところ、フレイマスは、本件は極めてやつかいな問題であり、スズキ氏が来米されれば事が明るみに出るべく、パスマン議員等議会筋に移管問題について日米が話合つていることが現時点で伝わるのは不得策であり、私見ではあるが、むしろナハで米側と接触を重ねられた方がよいのではないかと思う旨述べていた。右に対しキウチより、スズキ氏としては政策的観点から本件にアプローチしようという意図は毛頭ないが、その調査結果を米側に説明したいのであつて、その為には最早民政府段階を超えてワシントンで意見の交かんをすべき高度に技術的な問題である旨述べたところ、フは、スズキ氏の具体的意図を詳しか

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

にしていないので再度トウゴウ局長がスズキ氏とも協議の上米側に本件推進の可否を連絡してくれるものと了解しているがと極めてリラクタントな態度を示した。

以上より推察するに、本件移管問題は米側において検討されているものとは見受けられず、スズキ氏の訪米時期の問題についての検討も進ちょくしおらざるものと認められるので念のため。

(了)

別添了

英訳中

1

琉球開発金融公社の琉球政府への移管

44. 5. 10
米北一

1、琉球開発金融公社の琉球政府への移管に関し、さきに東仁アメリカ局長が訪米の際、フィン国務省日本部長に対し米側の意向を確めたところ、同部長は「同公社は米議会の出資承認による資金がついており、法律問題を含むので、しかく簡単ではない」と述べた。

2、上記フィン部長の説明に対する当方の見解を述べれば、次のとおりである。

(1)、開発金融公社は当初かりそめ資金を原資として発足したものであるので、この点に限定して、みれば、フィン部長の

2

述べる如き「米議会の出資承認による資金」ということもできよう。

(2)、しかしながら、米国の法的根拠は明らかでないが、1957年にかりそめ資金を原資とする一般資金が設けられ、同公社は一般資金による独立採算制の企業となった。

(3)、さらに1960年のプライス法の成立により法的に一般資金が格格だけられ、同公社の資本は、米国民政府によって供給され、高等弁務官一般資金の財産目録において出資として計上されているのが現状である。

(4)、一般資金は米議会の出資承認を

要するに、大統領の権限に基づき支出をなすものであるので、この観点からみれば、

議会の支出承認による資金というのは為を得ないと思料される。

外務省

別冊2

極秘

琉球開発金融公社の移管に関する鈴木調査団
の日米琉諮問委員会に対する勧告について

I　経　緯

1.　１９６８年４月、日米琉諮問委員会の席上、琉球政府代表から、米民政府の補助機関である琉球開発金融公社を琉球政府に移管すべきであるとの提議を行なつた。このため、同委員会は、本問題を研究するため、日米琉政府に直接雇用されていない金融問題の権威者を団長とし、各政府機関の適当な職員を補助員とするところの専門家チームを招くべきことに意見が一致し、その旨、高等弁務官に勧告、同意を得た。

(注)　この点については、衆参両院沖特委において、「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」審議との関連で質疑があり、政府は、「方向としましては当然琉球政府の管理に移してもらうべきもの」との見解を表明している。（４３年４月２５日衆院沖特委における特連局長答弁）

2.　上記諮問委員会の勧告によると、調査団は、

(1)　沖縄経済発展への貢献を最大にし、かつ、本土復帰時の困難を最小にするような開金移管の方法を研究すること、

(2)　その際には、金融・開発に携わる諸機関が全体として効率的なものとなるように、他の金融機関についても考慮すること、

(3)　可及的速かに調査を開始し、６か月以内に、開金資産の琉球政府への移管の時期と方法に関する勧告を諮問委員会に提出すべきこと、

とされていた。

3.　同年７月、日本銀行の鈴木源吾監事を団長として発足した調査団（団長を含め日本側５人、琉球側５人、米民政府側２人）は、年内に報告を提出することを目途に調査を開始したが、その後、琉球政府主席および高等弁務官の交替等、情勢に変化が生じたため、必ずしも当初の６か月にとらわれることなく調査をすすめ、報告を行なうこととされるに至つた。

4.　最近に至り、調査もほぼ終わり、また諸般の情勢が落ち着きをみせてきたので、調査団としては、次のような案により、開金移管の件を諮問委員会に勧告すべく、最終的な意見の取りまとめにはいる運びとなつた。

II　勧告案の概要

1.　琉球開発金融公社を琉球側に移管することとする。〔琉球政府の機関として、新たに、たとえば琉球開発金融公庫（仮称）

を設立し、公庫は、現に琉球開発金融公社に帰属する一切の権利義務を承継する。〕

（注１）　公社資産の実質的な支配・管理だけでなく、その所有まで完全に移管することは、ガリオアの問題に触れることとなるので、本土復帰の時までは全く不可能である。

（注２）　高等弁務官一般資金または琉球開発金融公社から公庫への出資という形をとるのが自然であるが、米側からの出資ということについては、琉球側が絶対反対の態度である。

（注３）　したがつて、妥協案として、米民政府と琉球政府は、agreement により、公庫が開金資産の管理を引き継ぐ（ take over the management of the assets of RDLC ）ことを了解し、当該純資産額は、公庫の資本金を構成するものとみなされる一方、一般資金の財産目録から外され、欄外にその旨注記されるものとする。

2.　公庫は、琉球開発金融公社の業務を引き継ぐほか、琉球政府の各種融資特別会計を統合するものとする。

3.　公庫は、今後、日米琉各政府および民間から資金を調達することとなろうが、可能なら国際機関からも資金を調達できるようにしておく。

(注)　琉球開発金融公社は、現在、民間引受けで債券を発行している。

4.　公庫に、業務運営の重要事項を決定する機関として、政策委員会（日米各政府の推せんにかかる委員、総裁を含め５人から成る）を置き、役員として、総裁、副総裁および理事４人、ならびに監査委員２人を置く。

(注)　政策委員会は、沖縄の金融機関に設置する機構としては大げさであるとの意見があり、また、琉球側には反対も強いが、米側への妥協案としては絶対に必要である。

（参考１）

琉球開発金融公社

1. 設立および目的

ガリオア援助の見返資金を母体とする琉球復興金融基金（１９５０年４月創設）を承継して、１９５９年１０月１日、高等弁務官布令第２５号に基づいて設立された米民政府の補助機関である。その目的は、「他の民間又は政府財源から得られない長期貸付金を与えて、生産その他の重要事業の発展を促進することにより民間資本形成及び当該資本の健全かつ多様な事業への投資を奨励する」（琉球開発金融公社の条例第１条）ことにある。

2. 財務状況

付表１から明らかなとおり、開金融資の源泉は資本金および留保利益ならびにＰＬ４８０貸付（アメリカの余剰農産物売払代金融資）であるが、１９６４年度からは米民政府による新規出資がストップしたため、融資量の伸びは鈍化し、また農業向貸付の財源となつたＰＬ４８０貸付も、１９６４・６５の両年度増加したにすぎない。このため、６６・６７年度においては、保証額が飛躍的に増大している。なお、１９６８年度には、初めて、民間引受けの開金債を発行し、１９６９年度もこれを予

定しているが、その消化は困難視されている。

3. 融資実績等

１９６７年末の開金融資残高は４４百万ドルであつて、１９６３年末の３４百万ドルに対し３０％の増加を示したにすぎないが、この間、開金を含む主要金融機関全体の融資残高は、１７９百万ドルから３５８百万ドルと２倍になつている。このため、融資量全体に占める開金のウエイトは、１９.０％から１２.４％へ低下している。（付表３参照）開金融資の業種別内訳は付表２のとおりであるが、一般貸付にあつては約４割が住宅向けであり、製造加工業については約２割５分が向けられている。また、製造加工業は貸付けとほぼ同額の保証を受けている。

融資条件は、最長期間１０年、最低利率５％が普通であるが、住宅は１５～２０年で６％、市町村は２０年で４％等、いく分差が設けられている。

付 表 1

開 金 営 業 活 動 の 概 要

単位・1,000ドル

年度	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
年 度 中									
貸付認可額	4,749	5,659	10,845	10,798	7,554	13,883	16,771	4,555	3,920
一般貸付	4,749	5,659	10,845	10,798	7,022	9,798	11,020	4,064	3,895
PL 480	0	0	0	0	532	4,085	5,751	491	25
保証認可額	0	341	4,498	500	200	475	7,167	7,098	1,755
貸付金交付額	4,671	4,408	5,094	11,938	8,314	12,682	14,800	8,479	8,646
一般貸付	4,671	4,408	5,094	11,938	8,294	8,981	10,726	6,555	6,300
PL 480	0	0	0	0	20	3,701	4,074	1,924	2,346
貸付金回収額	4,212	5,371	5,300	6,747	6,459	7,333	11,439	9,407	9,842
一般貸付	4,212	5,371	5,300	6,747	6,459	7,253	10,783	7,315	7,014
PL 480	0	0	0	0	0	80	656	2,092	2,828
純利益	998	1,492	1,562	1,691	1,961	2,201	2,259	2,283	2,264
開金	998	1,492	1,562	1,691	1,906	2,172	2,035	2,048	2,083
PL 480	0	0	0	0	55	29	224	235	181
年 度 末									
貸付残高	23,569	24,058	25,070	31,882	35,699	43,162	49,053	50,963	52,565
一般貸付	23,569	24,058	25,070	31,882	35,679	39,539	41,760	43,390	45,109
PL 480	0	0	0	0	20	3,623	7,293	7,573	7,456
資金源	26,680	29,172	32,234	35,925	42,312	47,846	49,883	52,435	56,307
資本金	21,758	22,758	24,258	26,258	26,258	26,258	26,258	26,258	26,258
利益剰余金	4,922	6,414	7,976	9,667	11,573	13,746	15,781	17,829	19,912
PL 480借款	0	0	0	0	4,426	7,758	7,536	7,804	7,412
〃 剰余金	0	0	0	0	55	84	308	544	725
開金債	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000

(注) 年度は、前年7月1日～当年6月30日をいう。たとえば、1965年度は1964年7月1日～1965年6月30日をいう。

付 表 2

開 金 貸 付 等 承 認 高

単位・1,000ドル

年度	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
(一般貸付)									
住宅	2,296	2,478	2,788	4,128	3,612	4,449	3,446	1,822	1,411
農業		9	50	165	14	24	28	46	35
漁業	12	14		308		584	996		50
工業	60	154		353	365	277	150	50	1,000
製造加工業	1,279	2,298	4,971	2,261	748	948	2,083	1,900	811
運業			900	484		296	1,917		
公益事業	346	175	1,127	1,653	758	2,018	862	113	50
市町村		514	761	176	1,524	932	819		
観光事業				1,200			619		518
小企業						270	92		
災害	757	18	248	70			8	133	20
計	4,750	5,659	10,845	10,798	7,022	9,798	11,020	4,064	3,895
(保証)									
製造加工業			4,236		200	475	6,950	4,301	525
観光事業				500					
海運業		341	262					1,347	335
漁業							217	1,450	895
計		341	4,498	500	200	475	7,167	7,098	1,755
(PL 480)									
穀類貯蔵加工						218	492		
畜産、牛乳加工						40	429		
家畜セリ市						2			
と殺施設							2		
養牛					51	159	83	92	25
養豚					389	332	131	47	
養鶏					92	176	44	46	
製糖業合理化						3,042	3,070	306	
市営住宅建設						116			
農産物加工							1,500		
計					532	4,085	5,751	491	25

付表 3

主要金融機関の融資量

単位・1,000ドル

年末	1963	1964	1965	1966	1967
普通銀行	80,285(44.9)	84,606(43.7)	116,622(49.0)	156,815(51.5)	186,698(52.1)
相互銀行	31,971(17.9)	32,926(17.0)	40,244(16.9)	48,737(16.0)	54,924(15.3)
保険会社	4,531(2.5)	5,533(2.9)	7,681(3.2)	11,368(3.7)	15,057(4.2)
組合	12,342(6.9)	15,902(8.2)	12,020(5.1)	17,665(5.8)	24,804(6.9)
政府機関	15,699(8.8)	18,167(9.4)	20,213(8.5)	27,110(8.9)	32,449(9.1)
開発公社	33,953(19.0)	36,592(18.9)	40,844(17.2)	42,723(14.0)	44,258(12.4)
計	178,781(100.0)	193,726(100.0)	237,624(100.0)	304,418(100.0)	358,190(100.0)

(注) 1. 普通銀行には信託勘定を含まない。

2. 組合は農漁業協同組合のみ。

3. 政府機関は大衆金融公庫・農林漁業中央金庫・海外移住公社の合計。

4. かつこ内は構成比(%)。

(資料) 琉球政府「貿易金融統計」。

(参考 2)

開金資本について(一般資金、ガリオアとの関係)

1. 開金資本(資本金および剰余金)は、全額、米民政府によつて供給され、高等弁務官一般資金の財産目録において出資として計上されている。

STATEMENT OF FINANCIAL CONDITION OF GENERAL FUND

ASSETS:	1967 actual	1968 estimate	1969 estimate
Current assets: Cash and interest receivable -------	6,093	4,870	8,233
Investments:			
Wholly owned corporations:			
Ryukyu Development Loan Corporation ----------	44,086	46,275	48,500
Ryukyu Electric Power Corporation ----------	23,591	27,302	32,830
Ryukyu Domestic Water Corporation ----------	24,512	27,526	28,607
Other investments:			
Bank of the Ryukyus ------	291	261	281
Petroleum Distribution Fund ----------	586	50	50
Fixed assets: Petroleum facilities ----------	2,207	3,303	3,536
Total assets (net worth)-	101,356	109,607	122,037

(出典) Appendix to the Budget for fiscal year 1969 p. 378

2. 一般資金は、米国の対琉球経済援助法であるプライス法に基づき、高等弁務官によつて管理される資金であつて、開金のほ

か電力公社、水道公社および琉球銀行に対する出資、ならびに石油事業（米民政府は琉球内で使われる石油を独占的に購入し、島内に供給しているが、その際、島外の納入業者から相当の課徴金をとつている。）を行なつている。公社等の利益金はそれぞれの機関に再投資され、石油事業収入は住民経済に援助として還元されている。

3. 一般資金は、総額１５０百万ドルにのぼるとみられる琉球へのガリオア援助に由来するのであつて、ガリオアの見返資金を母体としてつくられたものである。米国政府は、ガリオアの性格について琉球側の債務性を否定するとともに、ガリオアに由来して成立した財産については、「信託財産であつてその主たる受益者と唯一の残余権者は琉球住民である」(注1)とか、「琉球住民のために設定された信託勘定である」(注2)とかの説明を行なつている。

（注1） "Conseptually, the assets . . . constitute a trust estate, whose principal beneficiary and whose sole remainderman is the Ryukyuan people."

（プライス法の改正についての米下院軍事委員会報告。１９６６年２月７日）

（注2） ". . . the funds are intended and used for the benefit of, and are in the nature of a trust account held for, the Ryukyuan people, . . ."

（資金の性格についての陸軍長官照会に対する会計検査院長官の回答。１９５３年８月１７日）

58年度までに分けてガリオアでいう処理
以後の琉球への援助はガリオア
一般資金としてかぞえられることとなる

4. 琉球側は、これらを根拠として、一般資金に属する開金を直ちに無償で引き渡すべきことを要求しているが、米国政府の明示的解釈がかなり古いものであり、必ずしも議会によつてclearされているとはいい難いこと、および現に一般資金がプライス法に根拠をおいていること等を考えあわせると、いま直ちに無償で琉球側に譲り渡す可能性はほとんどないものと思われる。

（以　上）

法規課長 5/13 アメリカ局長
条約課長 5/13 参事官 北米第一課長

秘
緊急期限

琉球開発金融公社の移管に関する
鈴木調査団の勧告について、

昭44.5.10 米北一

標記の件につき 5月9日 総理官の主催で日銀鈴木
監事団長、至企庁 赤羽参事官の話を聞く会合が開かれた
が、その模様は凡そ次の通りであった。（総理府より
山野特連局長、久川課長出席、当省より大河原参事官、
吉川、佐藤両事務官出席）

記

1. 鈴木団長の説明　米側は当初幾つかの代案を示した勧告書を提出して貰いたいと述べていたが、最近の沖縄での話合い及び4月14日付ランパート高等弁務官の書簡（別添1）よりしていきなり一つの解決案のみにしぼった勧告書を提出しても差支えない形勢となってきたので その案（別添2の2～4頁参照）を携行して

5月12～14日に沖縄に赴き諮問委員会及び高等弁務官に説明する。米側はワシントンに請訓した上でないと確答して貰えないであろうが、愛知大臣の渡米前には調査団としての答申書を諮問委に提出して愛知大臣が米側に対し本件が話題に出たときは既に答申書も出ていると云うことの出来るようにしておきたい。（この答申書案について）ワシントンで変更事項があれば渡米して説明してもよいが、午後や電報で済むとも思われ、いずれにしても沖縄で米側に対し（ワシントンで）予想されるような質問に（沖縄の米当局が）答えられるよう十分説明を行なっておく。

愛知大臣の訪米前に答申書を出したい理由は既に大臣にもお話してあるが、(1) このような問題は何かのきっか

なおワシントン来電130号は末国注意を引き沖中の鈴木団長を赤ね参事官へ示唆方

GA 6　外務省

ナを作って解決した方が良いこと、(2)大臣訪米の際に話題に出るかも知れないこと、(3)沖縄の基地の問題とは直接関係なく解決できるものであること、等の理由による。

答申案には百ページ余りにわたり沖縄の財政金融制度の調査報告が含まれることとなるが、勧告の部分は数頁の短いもので、諮問委が公表するまでは内容は知らないことにしておいて戴いい。

沖縄については返還後にすべて県並みに扱うということでなく、今のうちから特殊な制度を作っておいてやるのが良い。返還と同時に琉球開発金融公庫も日本に戻ってくるであろうが、これが国のものとなっても米側出資分の資金については「琉球住民のために設定された信託勘定である」

(別添2、11頁参照)ことにかんがみ これを沖縄県の出資金として扱うべきで、日本政府のものとするのは問題であろう。いずれにしても所有権の帰属の問題は復帰の際に決めるべきことで、今は白紙としておくほかなく、屋良主席にも公社の資産の管理権のみでなく所有権まで移管せよと求めるのは無理であると説明してあるし、他方米側にもこの点を指摘して安心させた次第である。

沖縄が返還されれば公社の米側出資金が国にせよ県にせよ日本側に戻ってくることには間違いない。即ち本件米側資金はすべてガリオア援助に由来し、本土へのガリオア援助には当初から予算も別となっていて、沖縄の分については米側がその債務性を否定している。本土の分については そのような債務性を否定するメモランダムは出ておらず、極東委員会の記録では占領当局は寧ろ反対に

住民のsubsistenceを維持するために物資を持ち込み、その代金は日本の輸出代金から差し引くという

文句があったが、これは実行に移されなかった。西独の場合はメモランダムで代金を差引くという通知が来たので支払う旨の一札を入れて片付けたが、日本では吉田総理が(国会で)「債務と心得る」と答弁して急場をしのぎ、1962年に支払協定を結んだ。

調査団としての答申書の正式の提出はわざわざ(自分が)沖縄に行かなくても在京米大使館を通じてやってもよく、貴国訪米までに現物がワシントンに届いている位の時間的余裕をもって(5月20日過ぎに)提出できればよいと思っている。

2. その他

山野局長は、本件調査団報告が大来報告と

同様提出後暫らく公表されない可能性もある旨述べていた。(説明のため訪米する件については大河原(鈴木田長が)参事官より在米大使館来電第1305号(フィニー日本部長なび三宅国務次官代理より東郷局長が聴取せる話)その趣旨を説明したところ、鈴木田長は、

(1) 本件は沖縄でも(従来)~~[redacted]~~米軍~~[redacted]~~が扱って~~[redacted]~~(きて)おり、ワシントンでも(国務省の前に)ペンタゴンが先ず納得する要あり、アンガー前高等弁務官からも軍人はこのような話はよく判らないので説明に行ってくれないかと言われていた

(2) 上記の来電のフィニー部長の発言は明らかに誤解にもとづく~~[redacted]~~(箇所があるが)5月13~14日に同部長が来日する際自分は沖縄に行ってしまうので外務省からでも説明しておいて貰い

たい。(別添3の通りフィン部長への説明振りを
至急示と打合せ作成済み。) この類の説解
を解くために自分が渡米する必要があるかも
しれない、
と述べ、その際は渡米手続等然るべくお願いしたいと
述べていた。 また上記来電からすれば本件の結論(はなかなか難かしく)
が出るのは愛知訴訟前とならないのではないかとの趣旨
の質問に対して鈴木田長はワシントンでは未だに公
(頭に)
私の資産の所有权をも紛管せよとの琉血の主張があり
警戒しているのかもしれず、4月14日付のランパート書簡が
は見通しが明るい印象を得ていると述べた。 最後に
山野局長より答申書が正式に提出される際はその
抜粋の部分のみでも写しをいただきたい旨要望し、
鈴木田長はこれに同意した。

THE UNITED STATES HIGH COMMISSIONER
RYUKYU ISLANDS

14 April 1969

Dear Mr. Suzuki:

I want to thank you very much for the briefing you gave me on your thinking regarding the future of the RDLC. I had heard about your work from the Advisory Committee and was pleased to have had the opportunity of meeting you and learning your views firsthand.

I know that you have a thorough understanding of the complex nature of our relationship with the RDLC. I am sure that you will understand that we cannot enter into any agreement that would require us to compromise or give up our trusteeship role without approval from higher authority, which could well take the position that any changes in the structure of RDLC would have to be accomplished within the context of our present trustee relationship over RDLC assets.

I do want you to know that I was very interested in your comments about the necessity for separating the policy from the operational aspects of the RDLC and about the desirability of establishing a centralized agency to control all government-provided funds which are intended to finance economic development in the Ryukyus. It is conceivable that such a proposal might be favorably received if the legal status of the General Fund contribution to the RDLC remained unchanged.

Since it is very important that this technical requirement be met, it would be helpful if you would give us a more precise idea as to how this centralized agency would absorb the RDLC. Of specific interest is how the U.S. contributions would retain their identity and how the U.S. would retain its trustee responsibilities. Our own views, of course, must eventually be coordinated with my government in Washington.

Mr. Gengo Suzuki 14 April 1969

You solicited my comments on the appropriate timing of your report from the point of view of its relationship to other actions. My views will be greatly dependent upon the nature of this centralized agency which you plan to propose. Therefore, I look forward to a further contact or communication from you on this matter in the near future.

Sincerely,

J. B. LAMPERT
Lieutenant General, United States Army

Mr. Gengo Suzuki
Bank of Japan
CPO Box 203
Tokyo, Japan

鈴木豊子より

p10 中段のところ もとくに mention するように

との御注意がありました。

なお p11 の Congress apprised にあるように電力公社に

ついては appropriated fund が投入されたことがありま

すが RDLC にはそのようなことはありません。

81665 c-1

90TH CONGRESS, 1st Session } HOUSE OF REPRESENTATIVES { REPORT No. 723

AMENDING THE ACT PROVIDING FOR PROMOTION OF ECONOMIC AND SOCIAL DEVELOPMENT IN THE RYUKYU ISLANDS

SEPTEMBER 28, 1967.—Committed to the Committee of the Whole House on the State of the Union and ordered to be printed

Mr. PRICE of Illinois, from the Committee on Armed Services, submitted the following

REPORT

[To accompany H.R. 4903]

The Committee on Armed Services, to whom was referred the bill (H.R. 4903) to amend the act providing for the economic and social development in the Ryukyu Islands, having considered the same, report favorably thereon without amendment and recommend that the bill do pass.

PURPOSE OF THE BILL

The purpose of H.R. 4903 is to increase from $12 to $25 million the amount authorized to be appropriated in any fiscal year for obligation and expenditure in accordance with programs approved by the President for certain activities within the Ryukyu Islands which are detailed later in this report.

BACKGROUND OF THE LEGISLATION

Public Law 86-629, the legislation designed to establish a basis in law for U.S. programs for the promotion of economic and social development in the Ryukyu Islands, was approved by the President, July 12, 1960.

In essence that law provided the following authorities:

(1) All fines, fees, forfeitures, taxes, assessments, and any other revenues received by the government of the Ryukyu Islands shall be covered into the treasury of the Ryukyu Islands and shall be available for expenditure by that government;

(2) Revenues derived by the U.S. Civil Administration of the Ryukyu Islands from certain designated sources shall be deposited in separate funds and shall be available for obligation and

Asia not only of our willingness but also of our ability to come to their assistance in case of need.

TWO "GOVERNMENTS" IN THE RYUKYUS ISLANDS

There are, in a sense, two echelons of government in the Ryukyu Islands. One is the local government of the Ryukyuans themselves. This is called the government of the Ryukyu Islands. The other government is a part of the executive branch of the U.S. Government itself; it is called the U.S. Civil Administration of the Ryukyus, and is headed by a High Commissioner, who exercises the ultimate authority in accordance with the powers and functions assigned him.

Both of these governments, their origin, function, limitations, and responsibilities, are described in detail later on in this report in Executive Order No. 10713, as amended by Executive Orders No. 11010 and 11263.

REVENUE OF THE GRI

In order to place the economic and fiscal aspects of H.R. 12617 in proper context, the committee feels that at this point it should describe the sources and amounts of revenue of the GRI.

The principal source of GRI revenues is taxation; this source is supplemented by nontax revenues; i.e., postal fees, telephone and telegraph fees, and other fees and charges.

For the last few years the revenue accruing to the GRI is as follows: In 1966, $52,742,000; in 1967 $58,688,000; and in 1968, it is estimated that this revenue will total approximately $66,317,000.

These funds have always been retained in the Ryukyus and used for normal governmental purposes such as education, public health and welfare, public safety, public works and services, economic development, and general government. Section 2 of Public Law 86-629 did not change this situation. It did, however, give specific legal authority for the retention of these funds in the Ryukyus. Prior to that law the retention of these funds was under the possibly adequate but somewhat vague authority of the peace treaty with Japan.

REVENUE OF THE CIVIL ADMINISTRATION

In view of the rather complex origin and nature of the civil administration revenues the committee wishes to deal with them in somewhat more detail. Possession and control of certain of the assets purchased by or generated by the Government and Relief in Occupied Areas (GARIOA) and subsequent appropriations for the Ryukyuan people have been retained by the civil administration for either security or technical and economic reasons. These assets, and the business-type activities into which they are deployed, constitute the general fund of the U.S. Civil Administration, Ryukyu Islands.

Assets

These assets have included cash, electric power generating and transmission facilities, bulk petroleum distribution facilities, warehouses and a refrigerating plant, domestic housing and water distribution facilities. Some of these were constructed to provide facilities for the direct use of the Ryukyuan people, as the warehouses, refrigeration plant, and water facilities. Others were designed for a dual

purpose, as, for example, to provide electrical power for Ryukyuan consumption and a source of revenue through power production for the U.S. forces.

For administrative purposes, these assets have in most cases been capitalized to form USCAR wholly controlled corporations and agencies such as the Ryukyu Electric Power Corp., the Ryukyu Development Loan Corp., the Ryukyu Domestic Water Corp.

Value and income

On June 30, 1967, the net worth value of such assets was $92,775,653, with a current earning capacity of approximately $16,600,000 annually. These earnings are generally either reinvested or used otherwise—in accordance with U.S.-approved programs—to meet the growing requirements of the expanding economy. They may not be used to augment or substitute for U.S. military appropriations or other U.S. Government agencies' fund requirements.

Trust estate

Conceptually, the assets herein described constitute a trust estate, whose principal beneficiary and whose sole remainderman is the Ryukyuan people. This concept, which is the logical result of the interrelationship between the congressional intent of the GARIOA appropriation for the Ryukyus and sound management practice of the HICOM, has been recognized and validated by a decision of the Comptroller General.

Opinion of Comptroller General

Under date of April 2[illegible], 1953, the Secretary of the Army sought a decision as to whether or not the funds and facilities above mentioned should be considered to be "owed to or owned by the U.S. Treasury" within the meaning of section 1415 of the Supplemental Appropriation Act, 1953 (66 Stat. 662). In his decision, dated August 17, 1953, the Comptroller General stated, in part:

> * * * it appears clear that while all of the funds involved are available to the U.S. Civil Administration of the Ryukyus (USCAR) which is an agency of the United States, they are available to it solely because it exercises the functions of a local government of the Ryukyus and that the funds are intended and used for the benefit of, and are in the nature of a trust account held for, the Ryukyuan people and are not available to supplement funds appropriated by the Congress for general purposes of the United States or military purposes of the Army. Under the circumstances, the said assets do not appear to be foreign credits "owed to or owned by the U.S. Treasury" within the meaning of section 1415 of the Supplemental Appropriations Act, 1953 (66 Stat. 662), and that provision appears inapplicable to the said assets.

The USCAR Corporations and Business-Type Operations

The High Commissioner of the Ryukyu Islands, exercising local governmental powers in the Ryukyus by virtue of article 3 of the Treaty of Peace with Japan and the implementing Executive Order 10713, is authorized to create corporations when necessary and desirable to accomplish his civil administration mission.

Such corporations are instumentalities of USCAR in that they are completely controlled by USCAR. However, the High Commissioner, acting as a trustee for the Ryukyuan people, established such corporations to hold and operate facilities created as a result of appropriations by the Congress for the benefit of the Ryukyuan people. Accordingly, and as indicated previously, beneficial ownership of the assets of USCAR corporations is in the Ryukyuan people.

The High Commissioner's role as a trustee for the Ryukyuan people was specifically recognized by the Comptroller General, in a decision dated August 17, 1953 (B-114950), cited above.

Congress apprised

Congress has been fully apprised of the existence and nature of USCAR corporations. Congressional recognition has been evidenced by such actions as the fiscal year 1958 appropriation of $1,513,000 for extension of the Ryukyu Electric Power Corp.'s transmission system. In fiscal year 1960 the Congress appropriated $18 million for loan to the Ryukyu Electric Power Corp. for construction of additional generating facilities, and in fiscal year 1964 and fiscal year 1965, a total of $6 million for expansion of the water system.

List of corporations

The foregoing points out the peculiarly distinctive characteristics of the USCAR corporations. The corporations are:

The Ryukyu Electric Power Corp. (REPC).—This was established by CA Ordinance No. 129, dated September 29, 1954, to acquire and administer the Machinato Electric Powerplant (constructed with GARIOA funds), and other facilities for the generation, transmission, distribution, and sale of electricity.

Through June 30, 1965, the REPC leased its facilities to the Army, which operated the integrated power system on Okinawa. On July 1, 1965, at the suggestion of the Bureau of the Budget, the REPC took over the operation of the system from the Army. It now produces power and wholesales it to the armed services, to a few municipalities and large industrial consumers, and to the five Ryukyuan-owned companies which distribute power to the local economy. In 1965, construction of a steam electric plant of 88-megawatt capacity was completed at Kin. The plant cost was $15.2 million, of which $10.5 million was provided by an appropriation under Public Law 86-383 for a loan from the Secretary of the Army to the REPC, and $4.7 million was funded by REPC earnings. It is anticipated that additional generation capacity of 240 megawatts will be required in the period 1968-71. Procurement of additional generating facilities is underway and a method has been worked out whereby the additional power requirements can be met without resort to a further Treasury loan.

The Ryukyu Domestic Water Corp. (RDWC).—This was established by HICOM Ordinance No. 8, dated September 4, 1958, to acquire, maintain, and operate domestic water-producing properties and facilities for collection, treatment, transmission, distribution, and sale of water for the use and benefit of the Ryukyuan people, for industrial development, and for other purposes. In 1963, due to perennial and serious water shortages, a study and master plan for potable water development was completed. Subsequently, a construction program to increase the RDWC system capacity from about 23 million gallons per day to 40 million gallons per day, by expanding the production of

the existing aquifers and by developing hitherto untapped resources in the northern part of the island, was approved at a total cost of approximately $22 million, and will be completed in fiscal year 1968.

The Ryukyu Development Loan Corp. (RDLC).—This was previously the Ryukyu Reconstruction Finance Fund, established in April 1950. The RDLC was established as a corporation by HICOM ordinance on January 1, 1960, to accelerate development of productive and other essential activities by providing long-term loan assistance not otherwise available from private or public sources, and thereby to encourage private capital formation and investment of such capital in sound and diverse business activity.

Other business activities

In addition to these wholly owned corporations, the HICOM is engaged in the following business-type activities.

The Petroleum Distribution Fund (PDF), through which the High Commissioner procures and distributes to PX outlets and the local economy, all POL products. By applying a markup on landed, distribution, and administrative costs, significant net revenues are realized. These have been distributed to the GRI, in view of the fact that the GRI until fiscal year 1967 did not impose a POL tax, and to the general fund for economic aid and reserve purposes. Since GRI now imposes a gasoline tax, 1968 will be the last year for the transfer of POL revenues to the GRI.

The High Commissioner also has an interest in the Bank of the Ryukyus, established by Military Government Ordinance No. 1, dated May 4, 1958, to maintain adequate facilities for receiving, disbursing, storing, and safeguarding funds of government and private individuals; for conducting normal banking transactions incident to the successful functioning of the local government; and for promoting commercial, industrial, and agricultural enterprises by providing adequate capital. The U.S. Civil Administration owns 51 percent of the 900,000 outstanding shares of the bank's stock. This investment is carried by the HICOM at acquisition cost rather than at its current appreciated value. Annual dividends on this investment are paid to the general fund of the High Commissioner.

WHAT ARE RYUKYUS TO UNITED STATES

Much of the preceding portion of this report relates to what the Ryukyu Islands are, where they are located, the authority which the United States exercises in the Ryukyus and the basis for this authority, and the expected tenure of our occupancy of the Ryukyus. Some detail is given also of the two "governments" which exist in the Ryukyus and the fiscal basis for each of them.

At this time the committee feels it would be well to summarize briefly exactly what the Ryukyu Islands mean to the United States.

Most important military base

First, and more important, Okinawa, the largest island, is by any measure our most important single military base in the Far East. Without it radical changes would have to be made in virtually every element of our military structure. Loss of it would induce a chain reaction which would affect not only every aspect of our defensive and offensive capability in the Pacific but would require major modifications in military establishments far removed from Okinawa

WEDNESDAY, AUGUST 8, 1962

RYUKYU ISLANDS—DEPARTMENT OF THE ARMY

SUPPLEMENTAL REQUESTS FOR FUNDS

WITNESSES

HON. STEPHEN AILES, UNDER SECRETARY OF THE ARMY
HOWARD HAUGERUD, DEPUTY UNDER SECRETARY OF THE ARMY (INTERNATIONAL AFFAIRS)
EDWARD W. O'FLAHERTY, CHIEF, ECONOMIC AFFAIRS DIVISION, CIVIL AFFAIRS AND CIVIL DEFENSE DIRECTORATE
COL. JOHN D. SITTERSON, OFFICE, UNDER SECRETARY OF THE ARMY
EDWARD J. McLAUGHLIN, ECONOMIC AFFAIRS DIVISION, CIVIL AFFAIRS AND CIVIL DEFENSE DIRECTORATE
JOSEPH S. HARDISON, PUBLIC AFFAIRS DIVISION, CIVIL AFFAIRS AND CIVIL DEFENSE DIRECTORATE
WILLIS E. NOWELL, ECONOMIC AFFAIRS DIVISION, CIVIL AFFAIRS AND CIVIL DEFENSE DIRECTORATE
WILLIAM J. SEEFELDT, JR., ECONOMIC AFFAIRS DIVISION, CIVIL AFFAIRS AND CIVIL DEFENSE DIRECTORATE
STUART H. D. FREED, OFFICE, DIRECTOR OF ARMY BUDGET, OFFICE, COMPTROLLER OF THE ARMY

Mr. PASSMAN. The committee will come to order. I must say very respectfully, when you appeared before the subcommittee earlier this year (see p. 1) for the regular appropriation for the Ryukyu Islands, I would have thought your request was more than sufficient, but here you are today requesting additional money.

The original budget request called for $7,000,000, and in effect this is a supplemental, or may we say an amendment to the original budget, calling for an additional $6,382,000, for a grand total of the original budget estimate and the amendment of $13,382,000.

At this point in the record we shall insert the pertinent portions of House Documents 378 and 463 and page 7 of the justifications.

(The documents referred to follow:)

in my district, numbering perhaps 17. My hat is off to them. They must have really created some savings out there, and that is a mighty healthy condition.

How about the Central Bank for Cooperatives?

CAPITAL STRUCTURE OF RYUKYUAN FINANCIAL INSTITUTIONS

Mr. O'FLAHERTY. The Central Bank for Cooperatives will have a loan capability of $10 million, assuming the request for contribution.

Mr. PASSMAN. I am dealing with the present structure. How much, $9 million?

Mr. O'FLAHERTY. $9 million.

It holds deposits of the government of the Ryukyu Islands and for the cooperatives.

Mr. PASSMAN. Basically we are interested in the capital structure. When you can create a $36 million capital structure in a bank on the Ryukyu Islands, and then move over to your cooperatives, and other banking institutions, with a capital structure of $9 million, that is tremendous.

Mr. ALLEN. Mr. Chairman, at least that is not the way I understand the situation to be. This is not their own institution or one that has this capital structure built up as a result of the savings of the people. This was originally U.S. funds, as I understand it. They have been increased by grants from here. They have been increased by retaining the earnings of the operation which came out of the interest that was charged.

Mr. PASSMAN. It follows, nevertheless, that this bank is owned and operated by the islanders themselves?

Mr. ALLEN. No, sir.

Mr. PASSMAN. Who controls this bank?

Mr. O'FLAHERTY. The High Commissioner controls this institution. It is not the property of the Ryukyuans.

Mr. ALLEN. I think this .....

Mr. PASSMAN. Why are we in the banking business out there? Who owns the capital of $36 million?

Mr. O'FLAHERTY. According to an opinion of the Comptroller General of the United States, the High Commissioner holds these assets in trust for the benefit of the Ryukyuan people.

Mr. PASSMAN. In effect, this is for them?

Mr. ALLEN. Yes, sir.

Mr. PASSMAN. For all practical purposes, this is their capital?

Mr. ALLEN. That is right.

Mr. PASSMAN. Are the Ryukyuans permitted to buy stock or savings in the institution?

Mr. O'FLAHERTY. No, sir; it is not a stock institution.

Mr. PASSMAN. Why would you be asking this committee for additional money for the local economy, grant aid and all that, if you have a banking institution out there with $36 million in American dollars that belongs to the Ryukyuans to be used in their economy?

How about this second bank? Who owns it?

Mr. O'FLAHERTY. This is owned by the government of the Ryukyu Islands.

second

秘
無期限

至總参事官　アメリカ局長
参事官
北米才二課長　北米才一課長

琉球開発金融公社の琉球政府への移管について

5/6すみ　44.5.15 米北一

1. 5月14日のフィン国務省日本部長との会談の際、東郷局長より鈴木調査団の訪米につき宜しく頼んだと述べたところ、「ケ」は米側、特に陸軍省ユエナ次官代理あたりは、鈴木調査団が余りに性急に事をはこぼうとしているとの印象を受けている、しかし、鈴木氏とランパート高等弁務官及びカーペンター民政官との話合いの結果、「ケ」及び「カ」が同調査団の訪米熟るべしとの見解であれば、問題はないと思う旨述べた。

2. なお、先般東郷局長訪米の際の事件に関するフィン部長の回答よりみて、「ケ」が誤解していると思われる点について、鈴木氏の要請の次第もあり、別添の如きメモを東郷局長より「ケ」に手交しておいた。

GA 6　外務省

804

GA 6　外務省

1969/5/14
東郷局長より ファン部長に
手交

CONFIDENTIAL

May 14, 1969

In re: Transferring the management of RDLC

1. The question of transferring the management of the assets of the Ryukyu Development Loan Corporation to the Government of the Ryukyu Islands was raised by Mr. Togo, Director-General of the American Affairs Bureau, in his talks with Mr. Finn, Country Director of Japan of the State Department, during his recent visit to Washington.

Asked the views of the United States on this question, Mr. Finn made a reply to the effect that since the funds of RDLC have been appropriated by the United States Congress, the transfer will involve complicated legal questions, making the matter rather difficult to solve.

2. The views of the Japanese Government on the Mr. Finn's reply above are as follows:

(1) Since RDLC has been originally established with such funds as those derived from assets generated by GARIOA, it is possible to say that it has been formed by "funds appropriated by the U.S. Congress," as Mr. Finn has stated, but this only in a very general sense.

(2) It is our understanding that in 1957 General Fund of the USCAR was established with assets originating from the

the GARIOA as its initial funds, and RDLC was formed by the General Fund as a self-supporting, independent corporation (although the legal basis in the United States for such a fund is not clear to us).

(3) With the coming into effect of the so-called Price Act in 1960, the General Fund obtained its legal definition. Thus, at present, the capital of RDLC is provided by the USCAR and is listed as investment in the Statement of Financial Condition of the USCAR General Fund.

(4) The General Fund is appropriated under the authority of the President and does not require appropriation by the U.S. Congress. Therefore in the light of the above-mentioned, we consider that the funds of RDLC are not those appropriated by the U.S. Congress.

draft

In re: Transferring the jurisdiction of RDLC

1. The question of transferring the jurisdiction of the Ryukyu Development Loan Corporation to Japan was raised by Mr. Togo, Director-General of the American Affairs Bureau, in his talks with Mr. Finn, Country Director Japan of the State Department, during his recent visit to Washington.

Asked the views of the United States on this question, Mr. Finn made a reply to the effect that since the funds of RDLC have been appropriated by the United States Congress, the transfer will involve legal questions, which makes matters rather difficult.

2. The views of the Japanese Government on the Mr. Finn's reply above are as follows:

(1) Since RDLC has been originally established with such funds as those derived from assets generated by GARIOA, it is possible to say that it has been formed by "funds appropriated by the U.S. Congress," as Mr. Finn has stated, but this only in a very general sense.

(2) It is our understanding that in 1957 General Funds of the USCAR was established with assets originating from the GARIOA as its initial funds, and RDLC was formed by the

General

General Fund as an self-supporting, independent corporation (although ~~we are not informed of~~ the legal basis for these actions of the United States ~~is~~ are not clear to us).

(3) With the coming into effect of the so-called Price Act in 1960, the General Funds obtained its legal definition. Thus, at present, the capital of RDLC is provided by the USCAR and is listed as investment in the Statement of Financial Condition of the USCAR General Funds ~~of USCAR~~.

(4) The General Funds is appropriated under the authority of the President and does not require appropriation by the U.S. Congress. Therefore in the light of the above-mentioned, we consider that the funds of RDLC are not those appropriated by the U.S. Congress.

CONFIDENTIAL

May 14 , 1969

In re: Transferring the management of RDLC

1. The question of transferring the management of the assets of the Ryukyu Development Loan Corporation to the Government of the Ryukyu Islands was raised by Mr. Togo, Director-General of the American Affairs Bureau, in his talks with Mr. Finn, Country Director of Japan of the State Department, during his recent visit to Washington.

Asked the views of the United States on this question, Mr. Finn made a reply to the effect that since the funds of RDLC have been appropriated by the United States Congress, the transfer will involve complicated legal questions, making the matter rather difficult to solve.

2. The views of the Japanese Government on the Mr. Finn's reply above are as follows:

(1) Since RDLC has been originally established with such funds as those derived from assets generated by GARIOA, it is possible to say that it has been formed by "funds appropriated by the U.S. Congress," as Mr. Finn has stated, but this only in a very general sense.

(2) It is our understanding that in 1957 General Fund of the USCAR was established with assets originating from the

the GARIOA as its initial funds, and RDLC was formed by the General Fund as a self-supporting, independent corporation (although the legal basis in the United States for such a fund is not clear to us).

(3) With the coming into effect of the so-called Price Act in 1960, the General Fund obtained its legal definition. Thus, at present, the capital of RDLC is provided by the USCAR and is listed as investment in the Statement of Financial Condition of the USCAR General Fund.

(4) The General Fund is appropriated under the authority of the President and does not require appropriation by the U.S. Congress. Therefore in the light of the above-mentioned, we consider that the funds of RDLC are not those appropriated by the U.S. Congress.

本信談内要
コピー(16)

秘 まで

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

公信第29号
昭和44年5月17日

外務大臣
愛知揆一殿

日米琉諮問委員会日本国政府代表
高瀬侍郎

鈴木日銀監事とラ高等弁務官との会談

鈴木日銀監事は13日16時30分より約1時間半にわたり開金移管問題につきラ高等弁務官と会談した。(わが方赤羽，関次席 米側カーペンター，ショット，フォールス特別補佐官同席)

その要旨下のごとし。

鈴木氏は弁務官の同氏宛4月17日付書簡をtefer しつつ、次のごとく述べた。

1. 新開金の機構としては政策委員会一学識経験者琉2名，日米各1名，琉側委員は琉政主席加米側と協議した候補者を立法院の承認を得て任命、米日側委員は各々の政府の推薦者を任命一をおき、この委員会において年4回位集合し融資分野，條件等の重要事項を決定する。

執行部として総裁，副総裁，理事，監事をおき，総裁，副総裁の任命手続は政策委員会の琉側委員と同様であり，理事，監事は総裁が任命する。ただし監事若干名中1名は米側の推薦するものをあて，常時業務の監査に

当るものとする。これによって米側は琉球住民のための資金の受託者としての義務を充分果しうることとなる。

2. 現在の開金の資金を出資金あるいは貸付金(PL480)として新開金にうけつぐことはGeneral Fundの法的性格に何ら変更を加えるものでなく、General Fundが全額出資者である電力公社、水道公社、部分的出資者たる琉銀等の場合と同様である。

3. Identityについては General Fundは出資分に関しては新開金より何らかの出

資証券を受領することとなり、出資金に対しては利益配当をうけ、貸付金に対しては確定利息の支払をうけることとなり、retain of identityに関する問題はない。

との趣旨の説明を行った。これに対し弁務官より鈴木氏の本日の説明により疑点はすべて解消し、また同氏が米側の立場に対する深い理解にもとづいて問題処理に当たられていることに対し深甚な謝意を表し、2、3のclarificationを求めるとともに新開金移管後、現開金の人間の取り扱い、琉球政府側の本案に対する反応ぶり、調査報

告のAdComへの提出時期等に関し若干の質疑応答が行われた。

4. また日本側より弁務官が國防省、陸軍省等の内部において直接接触説明にあたった方がよいと思われる人士を指定されれば鈴木氏に渡米説明方依頼することもあり得る旨をつけ加えた。

5. 上記に対し、弁務官は現地としては本件を充分に把握したが、何れにしても本件の処理はワシントンの指示によるべき事項であり、上記4を含め至急ワシントンに申達、その結果を遅滞なくinformすべ

しとの言明があった。

本信写送付先　総理府総務長官

( ) 外務省電信(信書)用紙ファイル(10)

(秘) 発信電報 (秘)

機密表示(極秘・秘の朱印) (秘)	符号表示 暗 (秘) 平	総第 23580 号
	※ 第 971 号	※昭和 年 月 日 時 分発 44.5.22 21.02
	大至急・至急・普通・LTF	※ 発電係

※印欄内は電信課記入

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和44年5月22日 起案者 きの 電話番号 XXX

宛先

至 高橋参事官 (伝コピー)

大使 臨時代理大使 在 米下田 総領事 代理 あて 貴電 大臣発

~~公使~~ 在 ~~仏 南部~~ 大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて

件名

琉球開発金融公社の琉政への移管

5/10日付

貴電第1418号に関し、

1. 鈴木監事は5月13日のランパート高等弁務官との会談の結果、本件移管問題に関する在沖縄米側当局の疑念は氷解したとは米本国関係者に対する

22 1540

(昭和四二七一改正)

GB-1

調査団報告書を諮問委に提出し得る手筋をととのえていたところ、22日ランパート米代表より目下米側において協議中につき、近い将来(来る週と予想)あらためて連絡するまで本件報告書を待たれたい旨要請越した趣である。

2. 沖縄及び日本が本件早期実現を期待していることにつき米側の認識をして米側の検討過程として進まざるは遺憾の次第である。さきに東郷アメリカ局長は鈴木監事の訪米を示唆したが、既にランパート高等弁務官も報告内容を筋と了知の上ワシントンに報告せりとのことであるので、同監事訪米をまつまでもなく早急に

GB-3

外務省

報告を諮問委員会に提出することを
適当と認めている。

ついては、山野特連局長は黄地
往訪の際本件につき米側と接触する
予定につき、その後のフレットにおける
先方検討振りにつき、当方参考までに
回電願いたい。

(了)

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大臣 官房長 外務次官 次官 亜局長 官房審議官 官房文書課長 総合電信課

電信写

総番号(TA) 22467 主管
69年5月26日 19時55分 米局 発 米北1
69年5月27日 09時22分 本省 着

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

リュウキュウ開発金融公社のリュウキュウ政府への移管

第1601号 略 至急

貴電米北1第971号に関し

26日本内よりシニナ陸軍次官代理に本件検討進ちょく振りにつきただしたところ、先方は本件報告は24日に受領したばかりで、いかんながら未だ検討していない。しかし山野特連局長が来米されるのであれば、これをかん迎するものであり、それまでに本件検討しおくとともに、OLO等他の問題を含め同局長とじゅう分に意見交換を行ないたいと述べた趣である。なお本件については現段階では米側が極めてリラクタントなること既報の通りであり、国務省ライン部長も同趣旨のことをもらしており、山野局長が米側の接触される機会をとらえて右推進方強く申し入れる他かないものと存ぜられる

参北東経 中西 参北北保 参一二 参西東洋 西東 参書近ア 次経経国 参貿読二 参政技二 国一連 条条協規 参政経科 算社専 参道内外 一二

外務省

本信話題ファイル（10）

写

秘
無期限

米北1才701号

昭和44年5月26日

在米大使殿

外務大臣

琉球開発金融公社の琉政への移管

貴電第1305号及び往電米北1才771号に関し、

下記会談要旨参考までに別添送付する。
なお本件資料の取扱いには注意されたい。

記

1. 東郷アメリカ局長とフィン日本部長との会談要旨

2. 鈴木日銀監事とランパート高等弁務官との

会談要旨（高瀬大使発5月17日付公信

第29号）　　社展送付

GA-4　　外務省

1/用金

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(IA) 25628 米国 主管
69年 6月2日21時45分 発 米北1
69年 6月3日10時54分 本省 着

外務大臣殿 下田大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題（特連局長、フイン会談）

第1692号 略

2日山野局長は北米第1課長及びキウチと共に日本部長を往訪次の如く意見交換した。（先方マケルロイ同席）。

1。開金移管問題

先方よりUSCARからスズキ監事答申案の要旨報告を受けたが電報だけではどうもよく頭に入らないし、シエナも同じらしいとて説明を求めたので（イ）当方より詳細に解説（先方は特に米側出資金のIDENTIFICATION及び政策委員会のリュウキュウ側委員が多数をしめる点に関心を示した）ところ、（ロ）先方はよく分つたがなおシエナに局長からとくと話していただきたく。その上でワシントンの当局間で協議してからUSCARとも連絡し米側の態度を決定したいと述べ。（ハ）当方質問に対しスズキ監事に来華を願うか否かもその際決めたいと答え。なおUSCARはこの点につきまだ「あお信号」を出しておらず「き信号」であるとつけ加えた。（注：シエナとは3日午後会うこととした。）。

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2。本土米の供与問題

当方より最近の進ちよく状況を説明し、（イ）PL480はどうしても困る（復帰をひかえての長期の負債はおかしく。かつアメリカ生産者の市場シエア確保といういわば判り易い問題と異り全然説明がつかないから）旨。これを無理に実施すればアメリカの好意に出でたことがかえつて反感を買うべき旨強調したところ、（ロ）先方はたく山の関係当局があり複雑な問題なので暫く時間がほしいが、説得は決して容易でない。また本土米供与限度を2万トンとしてあくまでがんばるようあちこちから強い圧力を受けていると語り、いずれにせよ山野局長出発前再び話合うこととしたいと述べていた。（注：PL480はトン数に比し第2義的な問題であるとの印象を受けた。）。

3。OLO

当方より改正内容及び施行時期につき十分前広に日本政府と協議してもらわなくては困る旨述べたところ先方はこれを確約すると共に、かかるプロセスを経て施行の際はぜひ日本政府の支持表明を得たいと希望していた。

ナハに本電内容連絡ありたい。

—2—

外務省

2、開会

秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 23863　　主管
69年　月　日00時46分　米国　発 米北1
69年6月4日14時03分　本省　着

外務大臣殿　　下田大使

オキナワ問題(特連局長、シエナ会談)

第1715号　略

往電第1692号に関し

3日山野局長は北米1課長及びキウチとともにシエナ陸軍省次官代理を往訪し、次の如く意見交かんした。(先方メロイ准将、フレイマス係官、国務省マケルロイ同席)

1. 本土米の供与問題

当方より初年度3万トンまで引下げるために如何程く心しているか、また、返かん交渉が進ちよくしているこの段階でPL480による供与は承服し難い点につきるる説明した。右に対し、先方は、豪州とも契約済みであり、日本の供与米は新しいプラス、アルフアーのアイテムであり、加州米にくい込むため米議会で問題化するおそれがあり、客年秋以来4万トンでは市場が混乱するといつてきたとおり、本土米はせいぜい2万トン程度しか許容できない旨強調した。なお、PL480に基く供与については通常取引をそ害しないことを前提にしており、ゆう先順位は通常取引の後にくると述べていた。先方は本土米の供与自体につい

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

ては異論をとなえるものでなく、ただ数量的に飛やくされては困ると述べたのに対し、当方より、日本政府の対リュウ援助の財源にも限度があり、ヤラ主席の強い要請の次第もあり、また、早急に供与のための立法手続を完了する必要もあるので米側が前向きの結論を一日も早く出すよう重ねて要望した。

本会談では、先方は3万トンにつきコミットせず、結論は出なかつたが、フイン日本部長とも更に本件をつめることとし、先方の検討をとく促しおいた。

2. 開金移管問題

当方より本件経緯を説明したのに対し、先方は山野局長のフイン日本部長に対する説明(冒頭往電1. 参照)により、だいぶ誤解はとけたが、依然複雑な法律、政治問題を内包していると思われるので、なお若干検討の時間を貸してほしい旨述べた。

3. CLO

CLOの施行は米側に権限のある問題であるが、施行する場合には十分日本政府がバックアップできるよう日本政府のサゼスチョンを新布令に反えいしてもらいたい。先方は十分の事前打合せを約した。

4. リュウキュウ経済計画立案

復帰に伴い現地は経済の先行きに対する不安に包まれてお

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

秘

リュウ現地に長期的なビジョンを与え、経済を建直し、振こうさせるため、早急に民政府、在京米国大使館、リュウ政ならびに日本政府関係実務家を交え、経済発展計画の策定を行うこととしたい。本件構想は既にアドコムに提出され、目下検討されている大来報告とてい触するものでなく、要すれば包含して、実務家による検討の場を設けることとしたい。早急に着手せざるにおいてはリュウキュウ経済見通しは不安に包まるべく、時間を無だにしたくない旨当方より述べた。

右に対し先方は、本件構想に積極的に異論はとなえざるも、人的、資金的側面からその実効性に疑問を示した。しかし、より具体的な構想を在京大使館にでも提示されるにおいては検討してもよい旨述べた。

5. リュウ政に対する財政援助

当方より明年度援助計画に関する予算編成作業に着手しなければならず、かたがたヤラ主席にも多々の注文があり、7月にはナハに出張して、リュウ政、民政府を交え、十分相談を重ねたいと述べたところ、先方はナハへの山野局長の出張は有意義であり、タイミング等在京大使館に連絡いただけば本件運びにつき検討したいと述べた。

6. リュウ政のあか字財政

先方よりリュウ政の財政あか字は69年度2,000万ド

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

秘

ル、70年度は1,500万ドル前後であり、ヤラ政権は健全財政へ持つてゆく努力を行なつておらず、またその能力にも限度があるようだ。もとよりその責めはヤラ主席一人に帰すべきでなく、施政権者たる米国政府の責任でもあるが、本件は政治問題に発展しかねず、米国政府としては重大な関心をよせている旨御伝えしたいと述べた。

右に対し、当方より、前記あか字はばは数字に異論はあるが、それはさておき、昨年はオキナワは三大選挙により政治は少なくとも半年間は停滞し、また、復帰見通しにより、投資の抑制等悪条件が重なつていかんながら景気は下降するばかりであり、これを直ちに建て直すことは不可能である。従つて、71年度を目ざしてより長期的観点から日米協力して援助の手を差のべる必要がある旨述べておいた。

要旨ナハに連絡ありたい。

外務省

2. 内金

ソカノ 万博
ヒ ヒ

大政 官房 外務 次官 臣官官審審長 議書文会営給 総人電厚計

国資長 参調析
領移長 参領旅移
ア長 参北東経 中西経
米課 参北北課
中南米 参一二
政長 参西東洋 西東
近ア長 参書近ア
経 参経経国万
長 参貿統国
経協長 参経協二 国一理
条長 参条協規
国長 参政経科 軍社恵
情長 参道内外
文長 一二

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

総番号(IA) 24708 米国 主管
69年 6月10日 19時10分 発
69年 6月11日 08時28分 本省 着 粒1

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題（本土米の供与）

第1784号 極秘 至急

往電第1737号に関し。

6日ヤマノ局長はフイン部長と会談したところ。（先方マケルロイ当方木内同席）

1。本土米供与問題についてフイン部長は。米側としては3万トンの本土米供与に合意（AGREE）することはできないが。日本側のたつての要請であることにかんがみ。3万トンの供与につき。これをもく認（ACQUIESCE）する旨述べたので法案提出手続きをすすめられたい。なおその際フイン部長は。自分をクオートすること及び数量に言及することは回避されたい旨述べているので念のため。

また。同部長はPL480による1万トンについては。この段階でこれを撤回することはできない。ただし結果的に右が実現しなかつたことになつても止むを得ず。したがつてPL480については。日本側としてはこれにふれずに手続をすすめられたいと述べた。

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

2. 開金移管問題についてはフイン部長はランパート弁務官とスズキ監事との打合せ及び報告書につき検討を加えた上で米側の意向を伝える旨述べた。

(3)

—2—

外務省

本信 諮問委ファイル (10)

(関係番号　　) 外務省電信案 (分類　　)

漢

機密表示(秘匿・秘の朱印)	普通表示 暗 略 平	総第 30203 号
秘	第 1257 号	昭和 44.6.28 10 56
	大至急 至急 普通 LTF	発電係

臣	主管	主管局部課(室)名
政務次官	アメリカ局長	北米一
事務次官	参事官	起案 昭和44年6月28日
外務審議官	北米第一課長	起案者 [illegible] 電話番号 KKK
外務審議官		
官房長		

関係先

在米 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて 愛知 大臣発

~~電報 羽田書簡~~ 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて

件名 用全移管に関する報告書提出

貴電沖1784号の2に関し、

金丸監事は赤羽(アカバネ)会計検査官とともに7月7~8日訪沖し、諮問委員会に報告書を提出することを考慮中のところ、赤羽検査官によれば、同報告書はきに提示済みの点に加え、沖縄返還を控え当社の運営を円滑に移管しない場合どのような不都合を生ずるかについての議論を補足するものである趣である。

また金丸監事は本件報告書の正式提出に対し米側が難色を示す場合には提出の時期、方法等につき高瀬大使に一任したいと考えている趣である。

(なお、調査団は一応今年12月末に報告書を提出することとなっていたことにもかんがみ、調査団としては早急に任務を了したいとの希望が強い。)

以上の点在京米国大使館にも内報済みにつき、伺い参考まで。

諮問委に転報ずる。

(寺 28.112 済)

(昭和四二・七・改正)

GB-1

GB-8

外務省

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

吉川さん

琉球開発金融公社の琉球政府移管問題

昭44.6.26
北米一 [illegible]

6月26日発在ケ赤羽警事官より別添資料を送付越し、表記の件で日米琉諮問委員会に提出するばかりになっている鈴木調査団報告書（諮問委及びランパート高等弁務官へ非公式には提示済み）には公社の運営を琉政に委譲しないことのような不都合が生ずるかについての議論を記載していなかったが、沖縄返還を控えてこれは重要なことであるので追加したい[redacted]との考えから鈴木警事官が別添資料を作成したのである旨連絡越した。赤羽参事官は更に、この追加部分をどのように扱うかにつき外務省

及び総理府の意見をうかがいたく、26日午後には鈴木警事が山野局長を訪ねることになっているが、外務省にも打合せに参上したいと述べたので当方より[redacted]は外務省、総理府のお合せがあることになっているので、いずれにしても27日に26日は局長、課長は国会で多忙であり[redacted]電話で話をうかがっておきたいと述べたところ、赤羽参事官は本件追加分の扱いにつき

(1) 最終報告書におり込み、諮問委に送付して調査団の活動を[redacted]終了させる。

(2) 調査団が沖縄へ行って説明してくることとし、調査団の活動は未だ終了させないでおく。

(3) 調査団が沖縄へ行って一方的に報告書をこれをおり込んだ諮問委に渡して来るか、高瀬代表に預けてきて調査団としての作業を終了させる。

等の方法があるので感触を知りたいとのことであった。

そこで、当方より、看護及び総理府との接触方を

約しておいた。

開金存続の場合の問題点

(1) 琉球開発金融公社（以下、開金という）を琉球政府に移管せず、現状のまま存続させるとしても、沖縄の本土復帰時には、開金は解散（消滅）せざるをえない。けだし、開金は米国政府の金融機関であり、電力・水道とは異なり、米軍の security には関係がないため、安保条約の対象とはなりがたいからである。したがつて、沖縄の本土復帰が決まれば、開金の融資活動がいよいよ消極的となるであろうことは、十分予想されるところであり、長期資金供給機構としてそれほど期待することはできない。

(2) 復帰時に解散した開金の貸付債権については、管理・回収の事務が残るが、これは米国輸出入銀行に依頼するというようなことも考えうる。しかし、米国輸出入銀行が小口の貸付債権までも全部を管理することは煩雑であり、長期間にわたつてこれを行なうことには難色を示すに違いない。とすれば、開金を復帰前に琉球政府の金融機関に移管し、同機関に対する出資（債権）として権利の管理を行なうほうが、米国政府にとつても簡便・有利であると思われる。

なお、開金貸付債権の取立てを復帰後に日本政府に対し依頼するという方法を希望することも、観念的には考えられるが、日本政府がそのような依頼を受け入れることは承認しないであろう。開金資産については、その終局的帰属をめぐつて、米国民政府と琉球政府との間に解釈の食い違いがあるので、日本政府が債権取立てを行なうことは、米国民政府と琉球政府との争いに巻き込まれることとなるおそれがあり、日本政府は拒否するものと思われる。

(3) 沖縄における長期資金の需要は、復帰に備えての企業合理化資金・開発資金・転業資金・企業整備資金など、潜在的にはかなり大きいものがあり、確固・強力な長期金融機構を整備することは、沖縄経済にとつて必要不可欠と考えられるにもかかわらず、現状のまま開金を存続させることは、長期資金供給ルートを二元化させることとなるが、琉球政府は各種融通特別会計を統合して、独自の長期金融機関を設立することも考えられる。復帰前に琉球政府の長期金融機関が設置されてしまうと、復帰時において開金解散に伴い整理される開金従業員の転用はきわめてむずかしくなる。

以　上

本件諮問委ファイル
(10)

秘
無期限

米北1才16号

昭和44年6月30日

日米琉諮問委員会
日本政府代表殿

外務大臣

琉球開発金融公社の琉球政府への移管に関する報告書の提出について

1. 鈴木日銀監事は赤羽全体参事官とともに7月7日及び8月の両日該当し、諮問委員会に対し本件報告書を提出することを考慮しているところ、赤羽参事官の当省に対する説明によれば、諮問委員会に提出するばかりになっていた報告書案

(さきに諮問委員会及びランパート高等弁務官へ非公式に提示したもの)に加え、新たに、沖縄返還を控え公社の運営を琉球政府に移管しない場合どのような不都合を生ずるかについての議論を補足せるものである趣である。

2. 鈴木監事は、本件報告書の諮問委員会に対する正式提出に対し、米側が難色を示す場合には、その提出の時期、方法等につき善処に一任したいと考えている趣である。(なお、鈴木調査団としては一応来年12月までに報告書を提出することになっていたことにもかんがみ、同調査団としては早急に任務を終了したいとの希望が強い。)

以上の点は、在京米国大使館にも内報済みにつき、御参考まで。

本信写送付先：總理府特別地域連絡局長

新諮問委ファイル(1)

(同覆番号　　)　外務省電信案　(分類　　)

機密表示(厳秘・秘の朱印)：秘	暗号表示：暗・略・平	※総第 31597 号
	※第 1331 号	※昭和 年 月 日 時 分発 44.7.5 16 48
	大至急・至急・普通・LTF	※発電係

(※印欄は電信記入)

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管：アメリカ局長　参事官　北米オ一課長

主管局部課(室)名：北米一

起案：昭和44年7月5日

起案者：吉川　電信番号：XXX

宛先：高瀬大使　田中大使

在米下田 大使・臨時代理大使　あて 愛知 大臣発
総領事・代理

見報 在 大使・臨時代理大使　あて
総領事・代理

件名：

開金移管に関する報告書提出

往電米北一第1257号に関し、

本日在米羽参事官によれば、7日シカゴ諮問委米側代表より鈴木監事に対し電話で、いま、米側は未だ鈴木調査団の報告書を接受する態勢にないので、

諮問委への同報告書の提出は暫時待たれたいこと及び、その間に鈴木監事より「レ」に通報することゝなる書簡によられたい旨連絡越した趣である。

このため鈴木監事は、7日の諮問を取止め、「レ」あてに冒頭往電通報の追加分を送付するとともに、あわせて米側が本件報告書を早急に正式受理するよう米側の検討促進方要請する書簡を発することとした由につき、参考まで。

(13)

GB-8　外務省

本信 政府ファイル (1.0)

写　秘 総別扱

米北(外)17 号

昭和44年7月 8日

日米琉球問題委員会
日本政府代表 殿

外務大臣

琉球開発金融公社の琉球政府への
移管に関する報告書の提出について

6月30日付往信米北一第16号に関し、
企画庁赤羽参事官によれば、7月3日
ジョイント諮問委員会米代表より鈴木監事
に対し、電話にて、米側は未だ
鈴木調査団の報告書を接受する態勢
にないので、諮問委員会への同報告書

の提出は暫時待たれたいこと、及び
(ロ)、その間に鈴木監事より「シ」に
通報することあらば書簡によられたい旨
連絡越した趣である。

このため鈴木監事は7月7日の訪沖
を取止め、「シ」あてに電報往信をもって
通報おきの追加分(別添)を送付する
とともに、あわせて米側が本件報告書を
早急に正式受理するよう米側の検討
促進方要請する書簡を発することとした
由につき、右参考までに通報する。

付属添付

本信写送付先　沖縄政府特別地域連絡局長

昭和44年8月12日

外務省アメリカ局
千葉北米課長殿

日本銀行
武藤正明

1. 先に配付いたしましたRDLC移管に関する英文勧告書には、若干訂正を要するところがありましたので、作成し直しました。

2. 日本文勧告書につきましては、別紙のとおりご訂正下さい。

以上.

1969. 8. 8

「琉球開発金融公社資産の琉球政府への移管に関する勧告」訂正の件

先に配付いたしました「琉球開発金融公社資産の琉球政府への移管に関する勧告」（金融調査団日本文勧告書）中、4ページの上から10行目

「1. 琉球政府の政府関係金融機関として、あらたに、……」

とあるを、

「1. 琉球政府の政府関係金融機関として、米国民政府、琉球政府および日本政府からの資金をもつて、あらたに、……」

とご訂正下さい（アンダーライン部分そう入）。

以上

Recommendations Concerning the Transfer of the Assets of RDLC to GRI

Suzuki Financial Study Mission

July 1969

Recommendations

On April 9, 1968 the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands recommended that an Expert Group should prepare recommendations concerning the Transfer of the Assets of the Ryukyu Development Loan Corporation to the Government of the Ryukyu Islands (see Annex 1) and on the 12th of the same month the Advisory Committee released news that it would invite experts to study the transfer of RDLC to GRI (see Annex 2).

In the following month a formal request came from the Advisory Committee through the Prime Minister's Office of the Japanese Government asking me to head an Expert Group to make the study referred to in the above-mentioned Annexes 1 and 2. With the assistance of the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, the Government of the Ryukyu Islands and the Government of Japan, I organized an Expert Group and made the first field survey trip to the Okinawas in July. Since then the Expert Group had several conferences in Naha and Tokyo,

1) to study the question of transferring the assets of RDLC to GRI for administration prior to the reversion of administrative rights to GOJ, giving consideration to the manner in which this transfer could best be made to maximize its contribution to the Okinawan economic progress and to minimize difficulties in connection with the later reversion of administrative rights to GOJ as well as the manner in which the transfer of the assets of RDLC to GRI would result in an efficient system of institutions operating in the loan and development field with minimum of duplication and maximum resources, and

2) to submit to the Advisory Committee findings and recommendations concerning the manner and timing of the transfer of the Assets of RDLC to GRI.

The Expert Group has made efforts to grasp the facts of Okinawan financial conditions and carried out a careful examination of the question of transferring RDLC to GRI.

In this connection, the Expert Group noted the reference to the opinion of the Comptroller General of the United States to the effect that the USCAR Corporations were established to hold in trust, on behalf of the Okinawan people, assets provided by the United States, for the benefit of the Okinawan people and recognized that since it is a matter, legal as well as political, between the United States Government and the Okinawan people, the Expert Group is not in a position to make any judgement on the context of the United States trustee relationship over RDLC assets.

In March of this year, the Expert Group finalized its report on Facts and Problems, entitled "On Financial Institutions in the Okinawas", after having gone through three stages of study. In the first stage efforts were devoted to fact finding and in the second stage, problems underlying facts were explored and analysed. Then in the third stage the Expert Group was mainly engaged in comparative evaluation of various measures to meet those problems underlying facts with a view to finding ways to answer the request of the Advisory Committee.

The Expert Group has recognized that the economic growth of the Okinawas has been significantly high and the annual growth rate from FY 1955 to FY 1968 was more than 13 per cent on the average, that RDLC as the sole financial institution specialized in long-term development loan,

has made great contribution to the economic progress of the Okinawas, and that continued existence of such a long-term development loan institution as RDLC is essentially needed not only during the United States administration but also all through the transition period from the United States administration to the Japanese administration and many years under the Japanese administration. However, the Expert Group has recognized that since RDLC is a United States Government financial institution it can not continue to exist after the reversion of the Okinawan administration to GOJ and that it is necessary to find a way to prevent discontinuity or interruption in the system of long-term development loan financing in the Okinawas, especially when it is very obvious that firms and enterprises, engaged in productive activities and services in the Okinawas, have to make preparations and adjustments in a few years prior to the reversion of administration in order to confront new economic atmosphere and circumstances that evolve both in the Okinawas and in the homeland.

In FY 1969 GRI created Industrial Development Funds Financing Special Account for the purpose of supplying long-term funds for the development of productive activities and services and for the promotion of the economy by supplementing and assisting the financing of ordinary financial institutions. It is reported that the Japanese Government has put ten million dollars into this Special Account in fiscal years 1969 and 1970. The management of lending operations has been entrusted with the Bank of Ryukyus and Okinawa Bank.

RDLC and IDFF Special Account are practically same in their functions as long-term development loan institution and therefore, economically and financially speaking, it is desirable to have them united into a centralized agency to control all Government-provided long-term

funds which are intended to finance economic development. However, in view of such complications of trustee relationships as mentioned above, the Expert Group has paid special consideration to such points as to retain unchanged the legal status of the General Fund contribution to RDLC except separation of management from ownership, to accomplish the above-mentioned unification of RDLC and IDFF Special Account within the context of the United States Trustee Relationship over RDLC Assets, and to continue to retain the identity of the U.S. contribution to the above-mentioned centralized agency. Having considered those points carefully, the Expert Group has decided to make the following recommendations for the step to be taken under the current U.S. administration:

1. A new financial institution (tentatively called, "Okinawa Development Finance Corporation") shall be established with funds made available by USCAR, GRI and GOJ, as an organization of GRI to provide mainly for the development or productive activities and services with medium- and long-term funds, which are, in other ways, not available from private or public sources.
2. The existing rights and duties of IDFF Special Account shall be taken over by ODFC, and IDFF Special Account be terminated.
3. The existing rights and duties of RDLC shall be taken over by ODFC, and RDLC be terminated. As of the termination of the RDLC, the net worth (excluding the assets related to PL480) of the RDLC shall be registered as General Fund subscription to the capital of ODFC.
4. Certificates of the capital subscription shall be issued to GRI and General Fund against respective subscription of the capital. Dividend, if any profit, shall be paid.

5. From the standpoint of minimum duplication and effective utilization of limited funds, some other financial special accounts of GRI should be totally or partially absorbed by ODFC.
6. The organization of ODFC: Firstly, Policy Committee shall be created which will be responsible for deciding all fundamental policy matters of ODFC. The members of the Committee shall be five; one recommended by USCAR, one recommended by GOJ, two recommended by Chief Executive of GRI in consultation with USCAR, and President as ex officio. All the members of the Committee are appointed by Chief Executive of GRI upon approval of the Legislature of the Okinawas. Decision of the Committee shall be made on the majority basis. President as Chairman of the Committee can only exercise casting vote.

Secondly, business operations of ODFC are executed by the officers consisting of President, Vice President and Executive Directors. In addition at least two Auditors shall be appointed.

Thirdly, President and Vice President shall be nominated by Chief Executive of GRI in consultation with USCAR, and be appointed by Chief Executive of GRI upon approval of the Legislature of the Okinawas. Executive Directors shall be appointed by President. Auditors shall be appointed in the same manner as President. One of the Auditors shall be nominated by USCAR.

Annex 1.

ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS

NAHA, OKINAWA

9 April, 1968

MEMORANDUM FOR: THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS

SUBJECT: Recommend that an Expert Group Prepare Recommendations Concerning the Transfer of the Assets of RDLC to GRI

Recommendation No. 3

1. In order to make it possible to introduce funds from GOJ and its public corporations, as well as to promote the industries and strengthen the economy of the Ryukyu Islands, the GRI Representative proposed to the AdCom on 2 April 1968 that it recommend to the HICOM that the RDLC be transferred from USCAR to GRI. He pointed out that the Comptroller General of the U.S. had issued an opinion that the USCAR Corporations were established to hold in trust, on behalf of the Okinawan people, assets provided by the U.S. for the benefit of the Okinawan people. Now the GRI has established sufficient autonomy and capability it is advisable to transfer the management of the Corporation to GRI, in the view of the GRI.

2. The Representatives of the AdCom agreed that they should give immediate consideration to the question of transferring the assets of RDLC to the GRI for administration prior to the reversion of administrative rights to GOJ. They further agreed that AdCom should immediately undertake a study of the manner in which this transfer could best be made to maximize its contribution to the development of Okinawan economic progress, and to minimize any difficulties in connection with the later reversion of administrative rights to GOJ.

3. The AdCom agreed that such a study would require consideration of the financial institutions of the GRI, as well as the Bank of the Ryukyus, so that the transfer of the assets of RDLC to GRI would result in an efficient system of institutions operating in the loan and development field, with a minimum of duplication and maximum resources.

4. In order to insure a high level of competence and objective analysis the AdCom agreed that a team of experts should be invited to make such a study for the AdCom. Such an expert group should be headed by an outstanding authority in the field, not directly employed by one of the three governments, assisted by appropriate staff, including experts from both Japanese, GRI and USCAR institutions, who would be loaned by their respective governments. The expert group would be requested to initiate its study as soon as possible and submit its findings and recommendations to the AdCom within six months.

5. The Committee recommends to the HICOM that he approve the request by the AdCom that such a study be authorized and that the AdCom take the necessary steps to create an expert group to prepare recommendations to it concerning the manner and timing of the transfer of the assets of RDLC to the GRI.

JIRO TAKASE, GOJ Representative	HIROSHI SENAGA, GRI Representative	LAURENCE C. VASS, U.S. Representative/Chairman

12 April, 1968

TO: Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands

FROM: High Commissioner of the Ryukyu Islands

Concur.

F. T. UNGER
Lieutenant General, United States Army
High Commissioner

Annex 2

ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMISSIONER

OF THE RYUKYU ISLANDS

NEWS RELEASE April 12, 1968

FOR IMMEDIATE RELEASE:

ADVISORY COMMITTEE TO INVITE EXPERTS TO STUDY TRANSFER OF RDLC TO GRI

Naha, Okinawa, Apr. 12 -- The GRI representative proposed to the Advisory Committee that it recommend to the High Commissioner that the RDLC be transferred to GRI, in order to make it possible to introduce funds from GOJ and its public corporations. He pointed out that the GRI has established sufficient autonomy and capability to efficiently manage the corporation. The representatives of the Advisory Committee agreed that they should give immediate consideration to the question of pre-reversion transfer of the corporation to the GRI. They further agreed that the Advisory Committee should immediately undertake a study of the manner in which this transfer could best be made to maximize its contribution to the development of Okinawan economic progress, and to minimize any difficulties in connection with the later reversion of administrative rights to Japan. The Advisory Committee agreed that such a study would require consideration of the financial institutions of the GRI, as well as the Bank of the Ryukyus, so that the transfer of the assets of RDLC to GRI would result in an efficient system of institutions operating in the loan and development field, with a minimum of duplication and a maximum of resources.

In order to insure a high level of competence and objective analysis the Advisory Committee agreed that a team of experts should be invited to make such a study for the Advisory Committee.

The expert group will be requested to initiate its study as soon as possible and submit its findings and recommendations to the Advisory

Committee within six months. Such an expert group should be headed by an outstanding authority in the field, not directly employed by one of the three governments, assisted by appropriate staff, including experts from Japanese, GRI and USCAR institutions, who would be loaned by their respective governments.

The Committee recommended to the High Commissioner that he approve the request that such a study be authorized and that the Advisory Committee take necessary steps to create an expert group to prepare recommendations to it concerning the manner and timing of the transfer of the RDLC to the GRI.

The High Commissioner concurred in this recommendation.

(END)

承議 諮問第7号(11)

秘

公信第53号

昭和44年7月31日

外務大臣

愛知揆一殿

日米琉球諮問委員会日本政府代表

新浦侍郎

決議案文の送付について

往電第59号の1、に関し、本委員会シロット議長より沖縄金融機構に長銀本店在日の監督に関する決議案文を2部別添送付する

付属添付

本信写送付先 総理府総務長官

44.8.1

1687

DRAFT

DRAFT
28 July 1969

Dear Mr. Suzuki:

Your report entitled "On the Financial Institutions in the Okinawas" and your "Recommendations Concerning the Transfer of the Assets of RDLC to GRI" arrived by post and in fine condition late in the day of 23 July. On behalf of my colleagues on the Advisory Committee and myself, I want to thank you very much for the effort and thought that we know went into this study.

The Committee fully appreciates the difficulties that were inherent in the task set for you by the Committee's recommendation of 9 April 1968. Nevertheless, you have carried out this task with commendable diligence and with an impressive grasp of the manifold problems involved in an undertaking of this nature.

It is established Committee procedure to regard all matters before it as classified until they are made public by the Committee. (This means that all stages of the work required to produce a recommendation are classified until such time as the Committee agrees on a public disclosure.) Consequently, your report on "On the Financial Institutions in the Okinawas" will have to remain in this category until we have had a better opportunity to study its content. (As far as its availability to other government agencies is concerned, this takes place in practice in the normal course of the Committee's work.) The Committee may decide to make it available to the public as well. I will let you know when this step is to be taken. Your "Recommendations", by contrast, is likely to be kept in a classified state until the Committee has completed its work on the RDLC. When this stage will be reached I cannot forecast at the moment.

In the event of inquiries from the press about the report, the Committee will confirm that it has been received. However, no information will be provided about the content. It is our suggestion that you follow the same procedure.

Thank you also for your offer to come to Naha at anytime should the Committee have additional questions to ask about the report. Should this need arise, we would inform you in good time.

Sincerely yours,

DRAFT

EDDIE W. SCHODT
Chairman

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 33269　　主管
69年 1月 18日 10時 10分　ナ　ハ　発　来北1
69年 1月 19日 5時 51分　本　省　着

外務大臣殿　　高瀬(大使)臨時代理大使　総領事　代理

諮問委員会(連)

第60号　平(秘扱い)
1月第125回会合
国、県有地取扱いに関する報告は来週早々これを行なう予定であるが、同新聞発表は能本リポート受領の発表と併せ行なうことに合意をみた。(リポート受理に関するプレス・レリーズ案文空送する。)
なお、リポート内容につき記者団から質問あることが予想されるところ、これが発表については、リポートが邦文だけであるので代表において離談内容を検討の上改めて合議し決定すべき旨を答うるに止め、内

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

密の発表を取急ぐことに意見一致をみた。

(3)

—2—

外務省

琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会

沖縄 琉球

プレス リリーズ　　1969年8月6日

日米琉諮問委員会は、本土の鈴木源吾氏より「沖縄における金融機関について」と題する琉球開発金融公社に関する報告書を受け取った。

この報告書は、日本の経済学者として、また、多年の経験を有する金融専門家として、内外に知られている同氏を団長とした金融調査団によって作成されたものである。同氏は、本諮問委員会の1968年4月9日付勧告第3号「琉球開発金融公社資産の琉球政府移管準備のための調査団派遣」に対する高等弁務官の同意に従い、本報告書作成準備に当るべく、本諮問委員会の招聘に応じたものである。

本諮問委員会は、琉球開発金融公社に関する鈴木報告書を受理したが、定められた処理手続に従い、本報告書を検討し、その後の措置をとる。本報告書の公開は、この検討期間中は行なわない。なお、本諮問委員会での協議の結果、高等弁務官に勧告を行なうかどうかは、関係三政府の合意の如何による。いずれの場合においても、本報告書は、長文であり内容が複雑であるので、その検討と調整には、かなりの時間を要するものと思われる。

(関係)
総務参事官 原議「在沖縄米国財産」
秘書官 官房長・官房副長官
北米第二課長 法務省民事局長
中近東課 条約課

極秘

琉球開発金融公社の琉球政府移管問題（鈴木調査団報告）

44.8.8 北C－（佐藤）

8月7日、鈴木調査団の外務省、総理府に対する報告会の一員かしたところ、（当方、4条北米1課長出席）、席上入手した下記の資料を参考までに回覧します。

なお、本件資料は7月23日諮問委員会に送付済。同委員会は8月5日鈴木調査団の報告を入手した旨の簡単な発表を行なった。（発表文は鈴木源吉氏ショット諮問委員長の礼状別紙30通り）

記

1. 調査団の諮問委に対する報告「沖縄の金融機構について」（英文のみ）
2. 開発の琉球移管に関する調査団の勧告（英文のみ）

GA 6　外務省　1767

和文は後訳）

（注）上記文書のとりあつかいにつき8月諮問委員会は報告書については新聞等に大々的に発表はしないが、関係者（所内6名）の閲覧に応じ供する。（ロ）勧告については当面不公表とする。との決定を行なった由。（佐藤の諮問委鈴木調査官より聴取）

GA 6　外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 344405　　主管
69年8月8日18時16分　ナ　ハ　発
69年8月8日20時34分　本　省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬大使(臨時代理大使)　総領事　代理

諮問委員会（連）

第62号　平（秘扱）

8日、第127回会合

1、本使より7日着任したカヤ参事官を米琉各代表に紹介した。

2、各代表は鈴木リポート（勧告を除く）を検討した結果、今次リポートは去る3月入手した中間リポートと内容的には殆んど差異なきことが明らかとなったこと、および本リポートに対する財界各方面からの入手要請が多いことなどに鑑み、特にマスコミを通じた内容の発表はとり行なわないが、入手の希望には出来るだけ

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

応ずることに意見一致を見た。（本邦首鈴木に対し書簡を以て伝達の予定である）

なお、ショットより経済小委員会において8月26日を目途に起草中の"沖縄の経済振興に関するアドコムの役割"と題するリポートの中に金融の基礎資料たる今次鈴木リポートの内容を取り入れることにしたいとの意見が出され、日琉代表これを了承した。

3、沖縄における弁護士、裁判官等の資格問題につき最近本土法曹界の意見発表があったが、ショットより諮問委の資格見解一体化勧告は本問題には触れおらざるところ、アドコムとして本件いかに心得うべきや、本使の意見を求めた。　よってこの種資

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

格問題は沖縄の本土復帰に伴い当然起りうべき重要課題であり、慎重な検討を要するが、上記勧告当時各代表は、本件資格問題は本土弁護士会あるいは法曹界の専門的見地からの決定にまかせおくことが好ましいとの結論に達した経緯ある旨説明しておいた。

更に弁護士等資格に関連し、沖縄の医師（特に離島におけるカイホ）資格が話題に上ぼり、ショットより、医療に関しては沖縄は東南アジア諸国に類似した特殊な地域と考えられ、3政府とも従来相当の経費を支出して来た経緯があるが、将来の問題として空港要員養成センター、熱帯農業研究所　類似の機関として医療研究センター（医師養成を含めた）設置の構

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

想と3代表協力して検討してはとの意見が出され、各代表これを了承した。

（了）

外務省

OFFICE OF THE CHAIRMAN
ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMISSIONER OF THE RYUKYU ISLANDS
NAHA, OKINAWA

鈴木書記官事務官宛入手
44.8.21

11 August 1969

Mr. Gengo Suzuki
Bank of Japan
CPO 203
Tokyo, Japan

Dear Mr. Suzuki:

In my letter of 4 August 1969 I promised to inform you whenever the Advisory Committee decided to remove from the category of "not for public use" the report entitled "On Financial Institutions in the Okinawas."

The Committee has now had an opportunity to compare the content of your July report and that of March 1969. Because the substance of the two is virtually identical, the Committee has now decided that your report should no longer be withheld from general circulation. However, the Committee will make no public announcement of this decision. It will only make copies available upon request.

The Committee has also decided that your paper entitled "Recommendations Concerning the Transfer of the Assets of RDLC to GRI" should be retained in a classified state and not be made available to the public until an unspecified date in the future. When the classification status is to be changed the Committee will decide later. It is expected that this step will not be taken in the near future.

The Committee hopes this information will be of help to you. It also suggests that your handling of the two reports be guided by the decisions I have reported above.

Sincerely yours,

EDDIE W. SCHODT
Chairman

本信 米国関係つづく

極秘
無期限 参考
4部の内
4号

アメリカ局長
北米第一課長

号 4部作成(44.8.26)
在米大
米国関係
海外関係
情報 4

総特第2844号

昭和44年8月20日

外務省アメリカ局長殿

総理府特別地域連絡局長

琉球開発金融公社、琉球電々公社、琉球水道公社、
及び琉球文化会館に関する調査報告について

標記について、日本政府沖縄事務所長より、別添写のとおり報告があつたので回報するから参考に供されたい。

東京総務局
44.8.25
文書課

総理府

B-5-三菱2イ/24g (100枚天のり)

つづく

さいしゅう文の上参考品、在米大に上げたし度 OK

極秘
無期限
2部の内
2号

総沖第２３９２号

昭和４４年８月２日

総理府特別地域連絡局長　殿

日本政府沖縄事務所長

琉球開発金融公社、琉球電力公社、琉球水道公社および琉米文化会館に関する調査報告

沖縄における米国側資産に関する調査の一環として、琉球開発金融公社、琉球電力公社、琉球水道公社および琉米文化会館につき、設立時の出資関係および組織、運営の概要を山口調査官をして調査せしめたので、この結果を報告する。この報告は極秘扱いとし、外務省および大蔵省に至急回報されたい。

一　琉球開発金融公社について

１９６８年６月３０日現在の公社の概要は次のとおり

（設立）　琉球開発金融公社（開金）は、１９５９年１０月１日に高等弁務官布令第２５号により、琉球列島米国民政府の補助機関として設立される。

（目的）　開金の目的は、他の民間または政府財源からえられない長期融資援助を与えて、生産業およびその他の重要産業の発展を促進することにある。

（業務）　業務内容に次のとおり

(1)　下記に対する直接又は他の銀行との協調による貸付け

ⓐ個人住宅の建築　ⓑ民間企業　ⓒ市町村公営企業およびその他の政府付属機関　ⓓ災害救済

(2)　未償還貸付金にかかる開金債権の売り渡し

(3)　企業および市町村の有価証券および債務の売買

(4)　借受人の仕入先又は金融機関に対する債務の支払い保証

開金の管理権は、理事会にあるが、理事会は民政官が琉球政府行政主席と協議の上任命する５名の理事で構成される。

（資金量）　開金の資金源は資本金、利益剰余金、米国公法第４８０号計画に基づく米国余剰農産物売り上げ資金および開金債等から成つている。総資金量は１９６８年６月３０日現在56,307,000ドルにのぼつている。

開発金融公社設立時の出資関係について

現在（１９６８年６月３０日）における開金の資本金は、総額26,257,854ドルに達しており、これは全額が米国民政府の出資によるものであるとされている。（この趣旨は、毎年度公社から発表される年次報告書に明記されている。）

日本政府

この点については、念のため米国以外の者の資本、資金、財産等が含まれていないかどうかを確認せんと努力したが、これらが含まれているという情報や資料はえられなかつた。以下は、公社照屋総裁、琉球政府金融検査庁および琉球銀行稲泉調査部長その他関係者の提供資料に基くものである。

(1) 公社の資本金に関する規定（制度）

開金公社は、１９５９．９．３０高等弁務官布令第２５号により創設されたが、その第３条には「公社の当初資本金は１９５９年１２月３１日現在の琉球復興金融基金の帳簿上の資本金とする。追加資本は随時之を投資することができる。」と規定されている。さらに、第１１条は「基金の受託者の機能、権限、職責および権能は、当該機能、権限、職責および権能の行使に関連し、且つ必要な琉球復興金融基金の凡ての資産、負債、契約、成約および記録と共に、１９５９年１２月３１日までに公社に引継がれる」と規定している。こうした関係から、公社が解散し、清算が完了したときは、その処分金は民政府一般資金に繰り入れることとなつている（同布令第１０条）。

(2) 基金の出資者

公社が、１９５９年１２月３１日現在の琉球復興金融基金の資本残高を継承したので、当該基金の出資関係について、琉球政府法務局法制調査室および琉球銀行調査部で調べた所基金の資本は全額が米国側から出資されていることが判明した。（注１）

(3) 開金設立時の出資関係

１９５９年１２月３１日において、開金の資本（基金からの引継ぎ）は、下記の金額であり、この金額も当然全額が琉球列島米国民政府出資とされている。

資本金	２０，２５７，８５４．０７ドル	
利益剰余金	４，４８３，６２５．００	
計	２４，７４１，４７９．０７	（注２）

このように、開発金融公社設立時においては、米国側以外の者の資本、資金、資産等が資本化された事実はなく、また、設立後現在に至るまでの段階でも沖縄あるいは日本の住民、法人、公共団体等が出資しているという事実は見当らない。

（注１）琉球復興金融基金の法的根拠

この基金とは、１９５０年４月１０日布令第４号「琉球復興金融金庫の創設」により金庫の資本金として設けられたものを称しており、この布令の関連条項を以下引用する。

（創設）

第一条　琉球列島の経済復興のため重要な商工農、建築の各面に

長期に亘る財政的援助を増加する必要性あるに鑑み玆に公衆信託を創設し之を「琉球復興金融金庫」と称する。

（資本金）

第二条　①金庫の当初の資本金は琉球列島軍政長官が琉銀（爾後「受託者」と呼ぶ。）に委託してある二億円（B円；1ドル＝120円-----筆者注）で当てられ、次に定める条件、権限に従うものとする。

②　資本金の追加は、基本復興計画の目的達成のため、これを認可することができる。

（注2）　基金の増加状況

当初の1億B円（833,333ドル）は以下の過程を経て1959年12月31日には20,257,854ドルにふくれ上り、さらにこの間に生じた利益累積額は4,483,625ドルとなつたので、公社への引継ぎ額は両者の合計額である24,741,479ドルとなつた。

1950. 4.10	833,333ドル（当初出資額1億B円）
51. 6.30	110,588
52. 6.30	4,742,900
53. 〃	3,127,819
54 〃	1,536,930
1955. 6.30	1,613,852
56. 〃	2,230,977
57. 〃	2,500,000
58. 〃	1,152,053
59. 〃	1,909,402
59.12.31	500,000（1960年度は、引継時の時点まで）
合　計	20,257,854

20,257,854

＋　4,483,652（50～59年間の利益累積額）

24,741,479ドル

以上記した毎年の資本繰入れ額は、民政府一般資金、ガリオア資金等いろいろな種類の財源から拠出されているようであるが、詳細は明らかでない。

二　琉球電力公社について

琉球電力公社は、１９５４年２月２６日米国民政府布令第129号「琉球電力公社の設立」により創設された。

設立当時において、沖縄住民、公共団体、法人等日本側の資本、資金、財産等を出資又は利用した事実は見当らない。

(1)　沖縄における電気事業の沿革

沖縄における電気（電力）事業は、下記の法人の設立により開始されたが、これは昭和１７年に九州配電に統合し、終戦を迎えた。

沖縄電気（明43.3）

宮古電気（大 7.4）

名護電灯（大12.7）　　九州配電沖縄支店に統合（昭17.4）

八重山電気（昭 2.3）

終　戦

終戦直後（１９４５年）は、米軍が使用した野戦用の中古小型発電機（出力２０～３０キロ）の民間使用が許されたので、個人的に払い下げを受け、ブロックをつくり自家発電を行なつた。しかし、復員、人口の都市集中により電力の民間需要は次第に増大したので、民間への電力供給体制として最終消費者への小売を担当する五配電会社の設立と卸売を担当する電力公社の設立がなされた。

沖縄本島における配電会社およびその設立年月

沖縄配電	1953年 3月（東部配電を統合）
松岡 〃	1953年11月
中央 〃	1953年12月
比謝川 〃	1955年 4月
名護 〃	1961年

沖縄本島では、この五配電会社と数村が公社から電力を購入し、それぞれの供給区域で配電事業を営んでいる。更に民間会社３社が琉球電力公社から直接電力の供給を受けている。

沖縄本島以外の地域で、独立した電力供給施設を保有し、発電および配電を行なつているのは久米島、伊江島をはじめ八重山の石垣市及び宮古の平良市等である。さらに、沖縄本島の僻地農漁村や沖縄、宮古、八重山各郡島の離島の中には発電施設を有しているところがある。これら僻地の施設は点灯のみに制限され、１日４～５時間程度の電力を住民に供給している。

(2)　九州電力沖縄支店の資産処理

九州電力沖縄支店（戦前）の資産は、焦土と化した沖縄では、主として土地等の不動産であつたといわれる。終戦直後の九州電力社員で現在沖縄配電に勤務している人の記憶では、これら資産

は戦後処分し、その対価約３０００万円（Ｂ円）については、旧社員の退職金等に相当する金額を控除した後、残額を九州電力に持ち帰つたと考えられている。

したがつて、九州電力の在沖縄資産を電力公社設立に際し引き継いだ事実はなく、その他住民、法人、公共団体等の電力公社への出資もありえないようである。

(3) 電力公社と米軍との関係について

米軍は沖縄占領以来四軍（陸・海・空・海兵）が発送電施設を有していたが、以後施設の建設、管理を統合した。

施設建設の際にはＤ．Ｅ（District Engineer）の設計監督に基き建設し、維持管理はＰ．Ｅ（Post Engineer）が行なうこととなつた。しかし、電力の場合、Ｐ．Ｅは Gilbert Pacific Corporation（米本国の民間会社）に発電施設の管理運営を委託し、これが１９６５年6月３０日まで続いた。しかし、１９６５年７月１日以降はこれを琉球電力公社が担当するようになり、現在は、公社が発電し、米軍（四軍）に販売すると同時に五配電会社に卸売りを行なつている。この関係を図示すれば次のとおり。

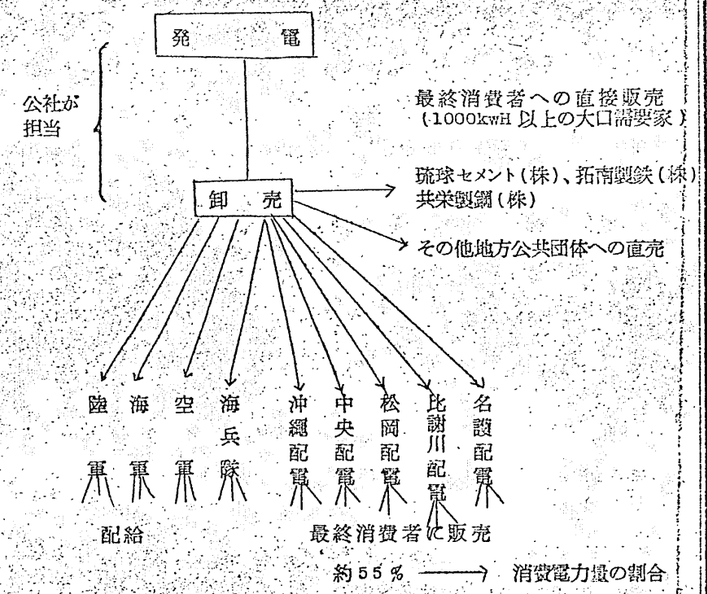

(4) 公社設立時の出資について

公社設立時の出資は、資金として米国側から公社に払込まれたものではなく、米軍がＧＡＲＩＯＡ資金によつて建設した牧港発電所および関連送電設備の物的施設を払込んだといわれている。（記録なし）その評価額は７，１５１，９２８ドルであり、この金額は１９５４年6月３０日現在の公社の資本金額とされている。

なお、布令第１２９号によつて、公社の収入および支出は「基金」

を設定し、基金を通じて行なわれるべきであるとされているがこれは現在設定されておらず、（第８条参照）又公社が解散し、清算した場合にはすべての法的債務の支払準備が行なわれた後に生ずるいかなる残額も琉球列島米国民政府の一般基金に納入されることになつている。（第１１条）

三　琉球水道公社について

(1)　水道公社設立時において住民、市町村、県、法人、国等に属する施設又は財産を承継利用した形跡は見当らない。したがつて、資産評価、資本化の事実はない模様である。

(2)　那覇市水道

（戦前）

沖縄における水道施設の本格的なものとしては、昭和８年に設置された旧那覇市上水道のみで、その外に少数の簡易水道はあつたが、住民の殆んどが井戸または天水等を利用していた。この那覇市上水道施設は泊浄水場、宜野湾の水源地等にすぎなかつた。

（戦後）

米軍が那覇市水道を接収管理したが、那覇市への人口集中と共に、水不足が深刻化したので、市は米軍に移管交渉をはじめた。米軍は移管を前にガリオア資金１，０００千ドルを投じて、水源地、浄水場、ポンプ場等主な施設を全面的に改築、大規模工事を施工し、１９５３年１２月２１日工事完了と同時に那覇市に譲渡した。

那覇市では移管後水道事業を運営したが、人口集中による水不足のため、泊浄水場の拡張工事を１９６２年に行なつたが、この事業費は那覇市独自の財源によるものであり、米軍又は水道公社と直接的な資金関係は何もない。

(3)　米軍の水道事業

（四軍による上水道の設立）

１９４５年以降米軍は陸軍、海軍、空軍および海兵隊の四軍が夫々独立に財源を支出し、水道施設の建設およびその維持管理に当つた。すなわち、水の生産、配給（軍内部）消費等の活動を独自に行なつたが、組織的調整を欠き、種々の弊害を生じた。

米軍上水道の施設内容は次のとおり。（琉球政府建設局資料）

比謝川の水源地施設（ダム、ポンプ場）

タイベース（嘉手納に所在）の浄水場

川崎の水源地施設および浄水場

与座の水源地

その他

（全島統合上水道の設立）

四軍独自の水道事業では能率が阻害される結果、これら四軍の独立な施設の維持管理を統合するため、全島統合上水道が設立された。その後、１９５８年９月４日付高等弁務官布令第８号により、住民の増大する水需要に応えるため、琉球水道公社が設立されたが、沖縄全島についての水の統合的コントロールを図る必要があるため、公社もこの組織に包含され、そのコントロールを受け現在までに至つている。

この関係を図示すれば次のとおり。

水源――取水――浄水――五機関への割当 ―― 陸軍 / 海軍 / 空軍 / 海兵隊 / 水道公社

全島統合上水道
（統合調整機関）

統合調整を実際に担当しているのはPost Engineerという陸軍組織の一部である。公社および四軍は施設建設をＤ．Ｅ（District Engineer）に契約し、Ｄ．Ｅは地元の下請け業者を使つて工事を完成し、これを発注先を通じてＰ．Ｅに引渡し、ＰＥが統一的に維持管理を行なつている。しかし、施設の所有権は各発注先機関が有している。

Post Engineer は在琉米陸軍に属するが、在琉米陸軍は、この全島統合上水道の運営および維持管理の全責任をもち、特に公社との関係では１９５８年５月に締結された運営協定に基いて市町村その他の民間需要をみたすに必要な水量を原価で公社に供給することになつている。例えば、１９６７年度における全島統合上水道の生産水量は総計１０２億９，４００万ガロンであるが、そのうち、５４億１，７００万ガロンの水を公社に供給した。

(4) 琉球水道公社

公社は、ＵＳＣＡＲ（琉球列島米国民政府）の補助機関として設立されたもので、上水の民需要のみを供給する機関であつて、軍需要は供給しない。又、上水の生産は全島統合上水道が一手に行ない、公社は統合上水道より浄水を購入し、卸売りの段階で供給するにすぎず、最終需要者への供給は各市町村の水道事業として行なわれている。例えば那覇市を初めとする中南部１８市町村との分水協定があり、それに基いて上水の卸供給事業を営んでいる。

公社の供給先地方公共団体名（１８市町村　１組合）

那覇市	与那原町	浦添村	南部地区
石川市	糸満町	中城村	東部上水道
宜野湾市		北中城村	組合（具志頭）
コザ市		読谷村	大里村

具志川市	美里村	南風原村
北谷村	与那城村	嘉手納村
西原村	豊見城村	勝連村

(5) 全島統合上水道と琉球水道公社との関係

全島統合上水道は四軍および水道公社の五者の施設の統合的調整組織であるが、投資の決定権限は、一定の制約の下で各軍および公社が有しており、したがつて、その結果生じた施設又は資産の所有権も四軍および公社がそれぞれ有している。

全島統合上水道の投資、資産内訳は次のとおり。

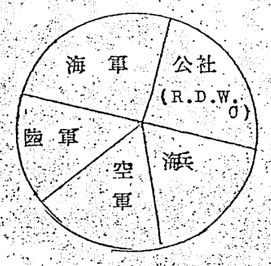

左図のうち、公社(RDWO)に属する部分は下の三部分に分れている

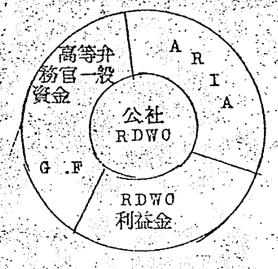

ARIA; Administration of Ryukyu Islands Army.

G.F; General Fund.

R.D.W.C.; Ryukyu Domestic Water Corporation.

四軍関係の資金(投資)額の区分は不明であるが、四軍全体、ARIA、GF、RDWO利益金の累積投資額(減価償却控除前の投資額)は下表の通りとなつている。これらの外に四軍については自己財源で投下した施設が若干残されており、また、資金的には下記のように分類できても、具体的な資産については区分が殆んど不可能である。(例えば、異種資金で同一パイプ、同一施設を建設している。)

累積投資額一覧表

(水道公社および琉球政府からの秘情報)

1969年6月30日現在四軍勘定資金残高	5,712,700ドル
(1946～1969年までの累積額相当)	
1969年6月30日現在 ARIA資金残高	6,476,000ドル
(1959年～69年までの累積額相当)	
〃 GF 〃	19,744,000ドル
〃 RDWO 〃	5,093,000ドル
〃 合計	37,025,700ドル

全島統合上水道と琉球水道公社との資金関係は以上のようになつているが、公社設立時においては、米軍あるいは米民政府関係以外の出資あるいは施設の承継、利用関係は、これまでの調査では存在しない。

(6) 水道公社の経理状況について

水道公社は、１９６６～１９６７年度（６７年度とは1966.7.1～1967.6.30まで）にそれぞれ９０万ドル前後の利益を計上しているが、このうち約７０万ドル前後は水道事業からの利益ではなく、定期預金利息収入によるものである。すなわち、ＡＲＩＡ、ＧＦからの前受金の預金利子である。したがつて、水道本来の事業収入としては２０万ドル前後にすぎない。（注）

なお、１９５８年９月４日布令第８号によつて水道公社は基金を設定し、収入および支出は基金をもつて行なうこととされているが、実際にはこの基金は設定されていない。

（注） 米軍の会計処理の都合上、１～２年以前に投資資金を公社に交付する場合があり、これを市中銀行に定期予金として公社が運用していることにより発生した収益が前受金の預金利子である。

四 琉米文化会館について

琉米文化会館はＵ.Ｓ.Ｏ.Ａ.Ｒ（The United States Civil Administration of the Ryukyu Islands）のPublic Affairs Department 広報局）の文化事業部（Cultural Affairs Division）の管理に属しており、以下は文化事業部長であるMr. Mukaida から聴取したものである。

現在、琉米文化会館は沖縄全体で五館存在しているが、その所在設立年月日、建設費および延面積は次のとおりである。

設立年月日	所在地	面積	建設費(ドル)
1947. 5.21	（沖縄本島南部)那覇市	13,000sf	150,000 $
1947. 4.19	（〃 中部)石川市	5,000	30,000
1947.11.11	（〃 北部)名護町	12,000	54,000
1952. 7.	（宮古郡島）平良市	7,000	45,560
1952. 2.14	（八重山群島）石垣市	7,900	47,980
（建設費合計）			327,540

これらの五会館に対しては、設立以来USCARから運営費を交付しているが、この運営費は年平均五会館全体で約３５，０００ドルに上つている。しかし、これには従業員の給料は含まれていない。

これらの建設資金はARIA（Administration of Ryukyu Islands Army の資金から拠出されている。

なお、那覇市の会館は最近移転したが、移転費用等は琉球政府の援助によつたが、建物本体は他の四会館同様アメリカ側の所有に属している。

会館の機能は大別して次の二つになる。

図書館活動　　図書閲覧、フイルム、テープ、レコードの活用、貸用による文化啓蒙活動等

文化行事　　コンサート、講演会、展覧会、グループ活動英語教育等

この施設については、年間延約３００万人の住民が利用しているといわれている。利用者は外国人である場合もなくはないが、殆んどが沖縄の住民である。

なお、上記の会館所在地以外の住民からも、同様の会館を建設してくれるようにアメリカ側に相当の要望があるとのことであるが、USCARとしては、施設をこれ以上拡大する計画はもつていないようである。ただし、これらの地域住民の要望に応えるため、地方公共団体（市町村）が公民館等を建設する際に資金援助を行なつている。ただし、この資金援助による建物は独立のようである。資金援助の金額は不明であるが、下記のうち例えば、糸満町については金額が判明しており、１８，０００ドル程度とのことである。これらの援助資金は高等弁務官資金から支出されている。

資金援助の補助対象となつた地方公共団体名

コザ市　　文化センター

糸満町　　〃

嘉手納村　　文化センター

座間味村　　〃

これら文化センター（名称は必らずしも統一されていない）についてもUSCAR側としては、援助資金をこれ以上増額する計画はないとのことであつた。

この情報は、返還交渉の資料という事実を全然のべずに、日本政府からの財政援助計画のための参考資料として聴取したものであることに留意されたい。

なお、前述のように会館施設の所有権は米国（USCAR）が有しているが、ある会館長の話では、返還時には贈与してくれるのではないかと希望的に語つていた。

（備考）

本報告は、山口調査官が担当したが、返還交渉のための資料提供又は事情聴取としては殆んどアメリカ側および公社側から協力をえられないので、日本政府財政資金援助等の名目で資料収集、事情聴取を行なつたものであるから、そのような配慮の下に利用されたい。

5. 国会報告

極秘

752

総番号(TA) 37836
69 年 8 月 29 日 19 時 40 分 ナ ハ 発 主管 総特総
69 年 8 月 29 日 21 時 41 分 本 省 着

総務長官殿　　大使 [redacted]

諮問委員会（連）

第69号　平（極扱）

29日、第133回会合

1、琉政代表より下記9項目を提案した。（議長の内話によれば、右提案方特に訓令があったが、これは従前に比し、具体的かつ事務的であり、事態の改善と認められる由）

なお、提案理由は後日文書として各代表に手交し、勧告案作成の可否につき検討することに合意した。

(1) 南西航空による沖縄・鹿児島間定期航空路開設

(2) 本土における信用保険制度の沖縄での適用

(3) 琉球電力公社の琉政移管

(4) 琉球水道公社の琉政移管

(5) 琉球船舶および船員の外国における保護

(6) 通信事業に関する布令128号の規定に基づく高等弁務官による事前承認制の廃止

(7) 米軍使用地の返還に伴う復原措置

(8) 米合衆国要員の不法行為に基づく損害賠償事務

(9) 本土・沖縄間の司法共助制度の確立

2、航空要員訓練センター設置問題に関しショットより米側（USCAR）は、日琉両政府の交渉に好意的であり、その成果に期待しているが次第であるが、施政権はなお米国が保持していることに鑑

み、本件ハイコムに対するアドコム勧告の形で実現を促進することが一法かと存ずる旨述べた。

本使より、琉政副主席本問題折衝のため上京の趣であるので、同人帰任後琉政の態度決定あるものと考えるが、情報は随時米側に提供する所存なる旨述べておいた。

3. プログレスリポート第1期分草案を起草、小委員会より各代表に手交し、次回会合日までに内容検討しおくことに合意した。

なお、本リポートの印刷は前回米軍情報部に委嘱した経緯あるが、今後は邦文に限り経費3政府持ちとし、(合同経費より支出)、印刷は民間会社に発注することとした。

4. ショットより各小委員会所管項目の

うち、特に難易の順位を付した21項目につき検討した結果、右全項目を本年末までに勧告案として取上げること困難と思われるので、一応勧告案作成目標として総務6、社会福祉6、教育5の項目を選定し、右リスト作成した由で、これが検討方要請があったので、右様に措置することにした。(リスト別送する)

5. 開金移管に関する鈴木リポートに関し3代表討議の結果、右リポートの勧告の部分を琉政提案の形で勧告案文を作成せしめ、右をアドコムにおいて検討することとした。

(3)

3、琉球関係

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

503

総番号(TA) 38311　　主管
69年9月2日13時43分　ナハ　発
69年9月2日15時20分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

諮問委員会(連)

第70号　平(秘扱)

2日、第134回会合

1、プログレスリポート第1期分草案どおり採択。配布部数邦文800、英文350を作成することに合意を見た。

なお、リポート第2期分(4月末から10月末まで)は、11月最終の週を目途に準備することに決定した。

2、現在各政府よりの提言により勧告事項として44項目がリストアップされているが、ショットより各小委員会は前者項目につき可及的速やかに検討のうえ

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検関班に連絡ありたい。

電信写

提案の形にまとめ、本委員会で討議しうるよう要請した。

3、ショットより鈴木リポートの勧告部分を日琉両政府のいずれかが提案の形にとりまとめるよう発言したので、本使より本件すでに前回の秘密会において琉政がイニシアティブをとることに決定したものと了解している旨瀬長に述べておいた。

(3)

-2-

本信 諮問委ファイル
(117)

写

秘
無期限

米北第1135号
昭和44年8月23日

在米大使殿

外務大臣

開金移管に関する報告書の送付

往電米北1第1331号に関し、鈴木調査団は、去る8月5日日米琉諮問委員会に対し、下記報告書を提出したので、各1部貴館参考までに別添送付する。

なお、下記報告書中、1及び2は一般には公開していないので、取扱いに

留意願ありたきも、3について外部より閲覧の希望ありたる場合は適宜これに応じて差支えないので、右申し添える。

記

1. Recommendations Concerning the Transfer of the Assets of RDLC to GRI (July 1969)
2. 琉球開発金融公社資産の琉球政府への移管に関する報告(1969年7月)
3. 沖縄の金融機構について(1969年5月)

付属空便(行)

秘密区分（朱印）
極秘
無期限
4 外の内
1 号

本信該当番号
アメ(11)

郵数指示 | 発信用 | 法務用 | 備考
主信 | 1 | 0 | 1
日 | そのまま
別

第号 月
処理日 44年8月29日
発信 タイプ 枚

文書種類 公信案（分類 ）

公信番号 米101 第 1156 号 | 公信日付 昭和 44年8月28日

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

起案 昭和 44年 8月27日
起案者 吉川 [illegible]
電話番号

協議先

受信者
在米 下田大使

発信者
愛知大臣

写し付先

（希望発出日）
月 日

件名
琉球開発金融公社等に関する報告書の送付

GA-2 外務省 回覧番号

28 7

米101第 1156号
昭和44年8月28日

在米大使殿

外務大臣

琉球開発金融公社等に関する報告書の送付

今般沖縄事務所より、琉球開発金融公社等の設立時の出資関係及び組織、運営に関する報告書を送付越したので、貴使参考までに写1部別添送付する。

なお、本件報告書の取扱いには充分御留意ありたく、念のため。

付属添付

GA-4 外務省

総理府 5
大蔵省 3

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 45042　主管
69年9月26日16時55分　ナハ発
69年9月26日18時53分　本省着 米北1

外務大臣殿　岸 沖縄事務所長

琉球開発金融公社の移管問題(速)

第358号　平(秘扱)

(総務長官へ　第358号)

大蔵大臣に至急回送されたし

9月26日付朝刊沖縄タイムスおよび琉球新報は、琉球開発金融公社の琉球政府移管問題につき、25日の琉政局長会議で復帰前に同公社を琉政に移管すべき旨の決定を行ない、主席が近くこの旨を高等弁務官および民政官に要請することとなった旨報道しているところ、この記事の背景につき当事務所山口調査官が関係者から内話として聴取したところ次のとおりの趣。

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

1. 諮問委員会では鈴木調査団の報告および勧告を非公式に検討したが、高等弁務官に対する正式勧告の原案は一応琉政が作成することとされている。琉政としては鈴木勧告の線に沿って検討したが、かりに移管案を作成しても、施政権返還前においては移管が実現されることは困難であるとの見透しを固め、更に資産問題は日米両国間で基本的な処理方針が決定されなければ根本的な解決は不可能なので、現段階では琉政の当初の主張を再確認し、日米両政府に無償全面返還を要請しておくことが政治的に有利であるとの判断に基づいているものと思われる。

2. 局長会議において確認された主な点は次のとおり。

イ、現在の公社の権利義務を琉政

-2-

外務省

注　意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

が継承し、純粋な琉政機関として「沖縄開発金融公社」（仮称）を設立すること。従って役員は琉球住民のみによって構成すべきこと。

ロ、新公社は日本政府援助と琉政資金をもってその資金を賄ない、今後の米国政府援助には期待をかけず、既に投資された高等弁務官一般資金は琉球住民が贈与されたものであるから琉政の資金として取扱うこと。

ハ、琉政の産業資金融通特別会計等の資金融通特別会計は全面的または部分的に公社と統合すること。

上記の閣長決定事項は近日中に瀬長代表を通じ、正式に諮問委員会に持ち出される予定。

（了）

-3-

外務省